

令和7年度

東京都予算編成に関する要望書

令和6年12月

東京都議会自由民主党

令和6年12月23日

東京都知事

小池百合子 殿

東京都議会自由民主党

幹事長 小松 大祐

政調会長 松田 康将

総務会長 こいそ 明

令和7年度東京都予算編成に関する要望

～ 7up! TOKYO プロジェクト を踏まえ ～

- **～防災力を上げる～** **あらゆる危機から命と生活を守り抜く**
首都直下地震、大規模水害、富士山噴火など各種大災害を想定した対策の強化、広域避難や避難生活の長期化を視野に入れ、都内区市町村、首都圏自治体、民間団体等と連携して具体策を検討
- **～収益・収入を上げる～** **働き方改革を踏まえた中小企業支援と賃上げの後押し**
働き方改革を踏まえた都内中小企業支援に取り組むとともに、人手不足対策、物価上昇に負けない賃上げなど、東京の経済の好循環を促し、東京の経済力の向上を後押し
- **～健康寿命を上げる～** **明るく元気に暮らせる豊かな高齢社会の実現**
介護予防・健康づくりの推進とともに、地域での高齢者の活躍の後押し、認知症との共生と、ボランティア活動や地域のコミュニティ活動へのポイント支給を検討
- **～子育て環境を上げる～** **子育て家庭の負担軽減、若者や子供たちの生活を豊かに**
少子化対策は、ラストチャンス。子育て住宅購入支援など子育て支援策をさらに充実
- **～人の可能性を上げる～** **教育、人づくりへ重点投資。**
英語力の向上や国際感覚の涵養、教育DXなど次世代教育プログラムを強力に推進するとともに、一人ひとりに寄り添った学び、スキルアップの機会を提供
- **～都市力を上げる～** **世界で一番魅力あふれる都市・東京へ**
様々なポテンシャルを持つ東京の強みを活かすとともに、交通アクセスやビジネス環境など弱みを克服し世界一魅力あふれる東京を目指す
- **～テクノロジーを上げる～** **最先端技術や高度人材で地球規模の課題を解決**
ペロブスカイト太陽電池や水素など新たなイノベーションの開発と利用を牽引し、ロボットや自動運転などのテクノロジーの社会実装など、最先端技術を活用し、地球規模の課題に対し具体的道筋を提示

こうした基本認識の下、令和7年度東京都予算編成に関する局別要望事項を取りまとめました。知事におかれましては、今後の予算編成にあたり、我が党の意向を十分に受け止め、その実現に向けて全力を挙げて取り組まれることを、強く要望いたします。

令和7年度東京都予算編成に関する局別要望事項 目次

政策企画局関係	1 頁
子供政策連携室関係	4 頁
スタートアップ・国際金融都市戦略室関係	6 頁
総務局関係	8 頁
財務局関係	13 頁
デジタルサービス局関係	15 頁
主税局関係	16 頁
生活文化スポーツ局関係	17 頁
都市整備局関係	24 頁
住宅政策本部関係	30 頁
環境局関係	32 頁
福祉局関係	40 頁
保健医療局関係	50 頁
産業労働局関係	58 頁
中央卸売市場関係	71 頁
建設局関係	73 頁
港湾局関係	77 頁
交通局関係	79 頁
水道局関係	81 頁
下水道局関係	84 頁
教育庁関係	86 頁
警視庁関係	92 頁
東京消防庁関係	94 頁

政策企画局関係

- 1 都政におけるリーダーシップや総合調整機能を遺憾なく発揮し、都民一人ひとりが安心して豊かに暮らせる社会を実現し、東京を世界で一番の都市として次世代に継承すべく、少子高齢化対策や防災対策の強化などの計画事業について新たな戦略に位置付け、全庁を挙げた取組を積極的に推進されたい。
- 2 気候変動対策が急務の中、パリ協定で掲げた「1.5℃目標」の達成に向けて、世界は脱炭素化への動きを一層加速させている。水素や再生可能エネルギーの更なる導入に向け、都民・事業者等への支援や都有施設への率先的な導入など脱炭素社会の実現に向けた取組を全庁一丸となって推進されたい。
- 3 風水害や首都直下地震、火山噴火など災害への対策は待ったなしであり、都民の生命と財産を守ることはもとより、政府の中核機能を有し、日本経済を支える首都東京の機能を維持していく視点からも対策を講じていく必要がある。
- 4 首都防衛を公約に3期目に臨む小池都政は、事業規模17兆円のTokyo強靱化プロジェクトを、短期・中期の視点から事業の進捗をモニタリングし、原材料費高騰や人材不足といった課題がある中、プロジェクトの着実な進捗を管理し、各種事業の円滑な推進に努めること。
- 5 東京を世界で一番の都市にするため、東京発の国際ネットワークも活用しながら、姉妹友好都市やアジアをはじめとする海外諸都市との関係を強化し、都民生活の向上を図るとともに、経済の活性化にも資するよう、都市間交流を展開されたい。

都内に集積する各国大使館代表部等とは、災害時の連絡体制の強化など、具体的ニーズに対応した実務レベルでの連携強化に積極的に取り組まされたい。

都市外交人材育成基金を有効に活用し、東京都立大学が行う留学生の受け入れなどにより、東京とアジアをはじめとする海外諸都市の発展及び交流を担う優秀な人材の育成に努められたい。

- 6 デジタル化の遅れや、生産年齢人口の減少などが指摘される中、GX、DX、新たな産業構造への転換など、社会課題の解決を図ることで、東京が日本経済のハブとして国全体を牽引していくことが求められる。国際イベントを通じて、世界の都市のリーダーや国内外のスタートアップと連携して未来の都市モデルを発信すると同時に、東京を支える都内中小事業者の育成を図るなど、東京のプレゼンスを向上させるため、効果的かつ戦略的な発信を展開されたい。
- 7 国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等の検討を進め、さらなる地方分権改革に主体的に取り組むよう、知事が先頭に立って国に対して働きかけられたい。
- 8 平成31年地方税財政制度見直しに関連して、都の重要施策を着実に推進する仕組みとして設置された「国と東京都との実務者協議会」について、担当である中村副知事を先頭に、精力的に協議を進めること。
- 9 首都直下地震など大規模な災害が発生しても、首都の中核機能への打撃を最小限に食い止め、その機能を維持することは、我が国全体の政治・経済活動を麻痺させないためにも不可欠である。そのため、都自らが防災対策の強化を一層進めるとともに、首都圏内における首都機能のバックアップ体制が、政府及び各省庁の業務継続計画等に反映されるよう、的確に対応されたい。
- 10 日本全体の発展のためには、東京と地方が対立するのではなく、共存共栄を図ることが重要である。そのため、都は率先して地方のニーズを把握し、地方にしっかりと貢献することにより、全国各地との信頼関係を構築するとともに、東京と地方の共存共栄に向けた取組を推進されたい。
そして、東京23区の大学における定員抑制という不合理な措置の早期撤回を国に求めるとともに、大学と企業が連携し成果を上げ、日本全体の発展に寄与する仕組みを構築するよう国に働きかけていくこと。

- 11 臨海部に関しては、都市づくりグランドデザインとともに、東京ベイ e S G プロジェクト、東京ベイ e S G まちづくり戦略の3つの計画が同時に進められているが、まちづくり戦略実現に向けて、東京港整備、第二湾岸道路整備はもとより、臨海地下鉄の羽田空港延伸など、湾岸部の公共交通機関全体の開発を進め、地元区と連携し、民間の知見も活用することで、将来を見据えたベイエリア全体のまちづくりに取り組まれない。

- 12 東京ベイ e S G プロジェクトについては、当面の目標である2030年に向け、空飛ぶ車や自動運転など次世代モビリティの社会実装に向けた道筋をさらに具体化するなど、最先端技術の実装や事業の発信を推進し、都民生活の向上に資するよう取組を加速されたい。

- 13 テレビ・ラジオ、広報東京都、デジタル等を活用して、世代ごとの媒体環境を考慮した効果的かつ効率的な都政広報の展開を図られたい。東京都の公式ホームページやSNS、動画ポータルサイト「東京動画」を活用して、写真や動画等の多様なコンテンツにより、迅速かつ効果的な情報発信の戦略的な推進に努められたい。

- 14 気候危機による自然災害、生物多様性の保全など、緑に求められる役割は多様化しており、時代に即した緑に対する取組が求められている。従来の縦割りの発想にとらわれることなく、東京グリーンビズのもと将来を見据えた緑溢れるまちづくりを推進されたい。

子供政策連携室

- 1 「とうきょう すくわくプログラム」の都内全域展開にあたっては、より多くの幼稚園や保育所等が円滑にプログラムを実践できるよう、重層的な支援を実施するとともに、関係各局が連携し、地域や園の実情にも寄り添いながら取組を進められたい。
- 2 住民に最も身近な行政である区市町村と緊密に連携しながら、子育て家庭への定期訪問等による見守りと傾聴・協働による伴走支援を実施し、子育て世帯の孤独・孤立による不安や悩みの予防・解消に向けた支援を展開されたい。
- 3 子供の命を守り、安全・安心な社会を実現するために、子供の成長発達段階に応じた実効性のある事故予防策を開発するとともに、産官学民による子供の事故情報データベースの利活用促進に向け、効果的な普及啓発に取り組まれたい。
- 4 全ての子供が「遊び」を通じて多様な体験ができる環境づくりを推進するため、区市町村と連携しながら、子供の意見を反映した遊び場等の整備や、各地域における「遊び」の機会の創出に向けて取り組まれたい。
- 5 学校の居心地向上検証プロジェクトの推進にあたっては、子供が直面する様々な問題の発生を予防する視点を取り入れるとともに、学校現場への負担にも配慮しつつ子供の意見や学校現場の実情を踏まえ、科学的なエビデンスに基づいた実効性のある仕組みを構築されたい。
- 6 全ての子供が自らの希望に応じて、多様な体験活動に参加できるよう、子供の参画や子供の意見の反映など、身近な地域における子供目線に立った様々な体験機会の創出に取り組む区市町村を支援されたい。
- 7 こどもスマイルムーブメントの推進にあたっては、子供や子育て世代のための取組が社会全体に広がるよう、情報発信強化による気運醸成を図るとともに、中高生の政策提案を反映した、中高生と企業・団体をマッチングする職業体験プラットフォーム（仮称）の構築等に取り組まれたい。

- 8 子供目線に立った実効性ある子供政策を実現するため、多様な手法を用いて子供との対話を重層的に実践し、子供の意見を施策に適切に反映する取組を推進されたい。また、意欲的に子供の声を聴き、施策に活かす取組を進めている区市町村を積極的に支援されたい。
- 9 少子化の急速な進行は、社会の存在基盤を揺るがす重大な危機であるという認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、社会全体で子育てを応援するメッセージの発信や、都が実施している各種支援策が都民にしっかりと届くよう戦略的な広報を充実するとともに、国や区市町村との積極的な連携を通じた総合的な少子化対策を一層推進されたい。
- 10 子供が直面している課題が複雑化・複合化している中、東京都こども基本条例などを踏まえ、子供を客体でなく主体として捉え、子供政策連携室が核となって、関係各局と連携しながら実効性のある取組を推進するとともに、広域自治体である都として区市町村を後押しされたい。

スタートアップ・国際金融都市戦略室関係

1 国は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の中で、国際金融センターの実現に関して、「世界・アジアの国際金融ハブ」としての地位を目指して取組を進めるとともに、海外事業者への働き掛けを強化するため情報発信を効果的・戦略的に実施するとしている。また、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組を行うとしており、令和6年6月には東京都も金融・資産運用特区に指定されたところである。

こうした国の方針も踏まえ、東京が都民生活の向上や都内企業等の発展にも資する国際金融都市として成長・発展するための取組を FinCity.Tokyo や国の関係機関と連携し、積極的に推進されたい。

2 国家戦略特区の取組・規制緩和により、昨今、麻布台ヒルズや虎ノ門ヒルズステーションタワーなどの竣工が進み、国際都市にふさわしいまちづくりが実現しつつある。また、金融・資産運用特区の指定も受け、東京開業ワンストップセンターでの英語手続の拡充が進められている。東京の競争力をさらに高め、日本経済の再生を図るためにも、引き続き特区制度を活用し、ロンドンやニューヨークに匹敵するビジネス環境やインターナショナルスクールの充実など外国人にとって暮らしやすい生活環境を整備し、東京に世界の資本・人材を呼び込む取組を積極的に推進されたい。また、多摩・島しょ地域における観光振興や地方創生につながる、じゃがいも焼酎特区や島焼酎特区の活用を進めるため、国や自治体と連携して、適切な支援を実施されたい。

3 令和4年11月に策定された都のスタートアップ戦略に基づき、TIBやシテック東京については、世界有数のプラットフォームを目指して、投資家をはじめとする世界の多様な主体との連携を強化し、イノベーションを加速されたい。

とりわけ、東京がイノベーションを生み出すグローバルな都市として成長していくためにアジアの各地域とのネットワークの拡大に向けた取組を更に展開するとともに、TIBが全国各地をつなぐ結節点となり、東北大震災の復興に取り組む福島発イノベーションを支援し次なる復興につなげていくという視点も踏まえ、全国の自治体と連携することで、共存共栄に向けて取り組まれたい。

また、東京の産業の活性化を図るためにも、都内中小企業の有する様々な技術とスタートアップの発想力を結びつけるとともに、都政課題の解決に資するスタートアップの技術等を都政現場から実証拡大するなど、その優れた内容の発信に取り組まれない。

そして、人材育成や資金供給、海外展開などについて、政府の成長戦略やスタートアップ育成5か年計画との整合を図り、実効性の高い施策を推進されたい。施策の推進にあたっては、国や企業、経済団体、大学などの関係者と緊密に連携し、オールジャパンで取り組まれない。

総務局関係

1 必要な職員の確保、育成及び活用

少子化対策やDX推進を支えるデジタル人材確保・育成といった喫緊の課題へ適切に対応するとともに、さらにその先の都政を見据えた執行体制を整備するため、中長期的視点に立って、現場を担う技術職を含め、必要な職員の確保、育成及び活用を推進されたい。

2 区市町村の振興

(1) 市町村に対する総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定・強化及び多摩島しょ地域の振興の一層の促進を図るため、市町村総合交付金の充実に努められたい。

(2) 特別区における都市計画事業を着実に実施するため、特別区都市計画交付金の充実に努められたい。

(3) 区市町村の公共施設等の計画的な整備促進を図るため、区市町村振興基金の貸付枠の増額に努められたい。

(4) 都区間の財源配分や今後の都区のあり方の検討においては、都議会とも十分な意思疎通を図りながら、議論を進められたい。

3 多摩島しょ地域の振興

(1) 地域の将来の発展に向けた課題を解決するために市町村が取り組むまちづくり事業に対し、積極的な財政支援を行われたい。

(2) 新しい多摩の振興プランに基づく取組を着実に推進し、より一層の多摩地域の振興を図られたい。

(3) 市町村とも連携しながら、多摩の歴史や伝統、文化を多摩地域に暮らす都民が認識し、魅力発信につながる機会となる取組を検討し、推進されたい。

(4) 島しょ地域の振興を図るため、(公財)東京都島しょ振興公社に対して、島おこし事業及びヘリコピューター事業を円滑に運営できるよう積極的な財政支援を行われたい。

(5) 小笠原諸島の地理的状況等を踏まえて、航空路開設による交通アクセスの改善について早期に取り組まれたい。また、農漁業生産物等の海上輸送費に対し、社会情勢を踏まえた積極的な支援に取り組まれたい。

- (6) 三宅島の災害復興や島しょ地域の産業、観光振興の推進のため、三宅村が開催を予定しているバイクイベントが円滑に実施されるよう支援を行われたい。
- (7) 平成25年の台風26号により甚大な被害を受けた大島町の復旧・復興に向けた支援について、積極的に取り組まれたい。
- (8) 令和元年9月以降に発生した一連の台風による都内被災地の被害状況を踏まえ、生活再建はもとより、インフラ整備、災害廃棄物処理への支援など、被害の防止、災害対応力の向上にむけて、適切な支援を行われたい。

4 防災対策

- (1) 都民の防災意識の向上や災害時における適切な自助・共助を支援するため、都民への災害・防災に関する情報提供の強化を図られたい。
- (2) 東京都地域防災計画や本年9月に公表した『能登半島地震を踏まえた都の防災対策の方向性』等を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策を推進するとともに、台風等の各種自然災害への対策も進めるなど防災対策の一層の強化を図られたい。あわせて、国への財政負担を求められたい。
- (3) 震災など予期せぬ事態が発生した場合でも、行政サービスの提供を維持するための対策を講じられたい。
- (4) 首都直下地震等対処要領を踏まえ、発災直後から応急活動が迅速に行えるよう、関係機関との連携強化や実効性の高い防災訓練の実施等により、都の初動態勢の充実・強化に努められたい。
- (5) 災害情報を正確に把握し、迅速な初動態勢がとれるよう災害情報システムや防災行政無線の充実、協定締結団体等への業務用無線機の配備等、情報通信の充実に努められたい。
- (6) 発災時の燃料の安定調達のため、国や石油関係団体、各事業者と連携しながら、災害拠点病院や緊急通行車両への確実な供給体制を確立するなど、実効ある確保策を講じられたい。
- (7) 震災発生時において、自助・共助に基づく地域の防災活動が各地で行われるよう、町会・自治会をはじめとする防災市民組織の活動の一層の充実や、地域の自主的な取組及び区市町村の取組への支援を積極的に行うなど、地域防災力の向上を図られたい。

- (8) 区部や多摩・島しょの区別なく、消防団活動の充実のため、人材確保、教育訓練、資器材の拡充など消防団員が働きやすい環境の整備に向けて、総合的な支援を講じられたい。
- (9) 帰宅困難者対策について、企業等の施設内待機や備蓄の推進等による一斉帰宅の抑制、情報通信基盤の強化による確実な情報提供の仕組みの構築、一時滞在施設確保に向けた備蓄品購入費補助の継続等、民間事業者と連携した取組を推進されたい。また、被害想定などを踏まえ、対策の更なる向上を図られたい。
- (10) 大規模災害の発生時に都民の生命を守るため、発災時における飲料水の確保に向け、給水体制の整備を推進されたい。
- (11) 大規模災害時における行政機能の確保のため、都内区市町村との相互協力協定や九都県市、全国知事会等との広域連携など様々な枠組を活用した支援体制の整備により、自治体間の連携強化を図られたい。
- (12) 大規模な浸水被害の発生に備え、国、関係自治体、交通事業者等の関係機関と連携し、広域避難先の更なる確保を進めるとともに、広域避難行動を支える仕組みを確立するなど、都が先導して広域避難体制の構築を図られたい。
- (13) 伊豆諸島における火山活動の観測・調査体制の充実や富士山噴火時の降灰対策など、火山防災対策・津波対策に万全を期すとともに、南海トラフ地震の切迫性が高まる中、津波対策の更なる強化に努められたい。
- (14) ミサイル攻撃への対策として緊急一時避難施設の指定を進めるとともに、より安全に避難できる施設のモデル事業、大規模テロへの対策等、国民保護の取組を着実に推進されたい。
- (15) 震災発生時において、被災者の早期生活再建が実現するよう、マニュアルの継続的な見直しなど、復興に向けた取組が着実に実施される体制づくりを推進されたい。
- (16) 安全・安心な東京の実現に向けて、防災プランに基づき、具体的な目標と工程に沿った防災対策を推進するとともに、自助・共助の取組を更に促進されたい。
- (17) 広域的な防災対策を一層推進する観点から、災害時に、必要な物資を確実に調達し被災地全域に効率的に輸送できる体制の確立に向け、国、区市町村、民間企業等と緊密に連携し、荷役作業の円滑化、輸送手段や港湾・河川も含めた輸送路の確保などに向けた取組を進められたい。あわせて、こうした体制が災害時に真に機能するよう、訓練などを通じ、オペレーシ

ヨンの習熟を図られたい。

- (18) 過去の大規模災害の教訓等を踏まえ、都の災害対応を改善・充実していくにあたっては、区市町村との意見交換を綿密に行い、国及び首都圏各県との連携、都内民間企業との協力など、発災時に実際に機能する、実効性のある対策と体制の整備に努めること。
- (19) 激甚化する風水害から都民の命を守るために、適切な避難行動を促すとともに、新たな感染症対策も踏まえ、安全な避難先の確保について、区市町村と連携して取り組まれたい。
- (20) これまでの新型コロナウイルスの対策で培った経験を活かし、新たな感染症危機に備えていくための取組を推進されたい。
- (21) 区市町村による自助・共助を促す取組が一層推進されるよう、区市町村の個々の実情に応じた支援を講じられたい。

5 東日本大震災等に伴う被災地・都内避難者支援の推進

- (1) 引き続き、被災地の復興に必要な職員を派遣するなど、被災地支援に取り組まれたい。
- (2) 避難生活の長期化を踏まえ、引き続き、被災地の行政情報や都の支援情報などを的確に提供するとともに、各局や関係機関との連携を密に行い、適切な避難者支援を行われたい。

6 情報ネットワークの整備

都民がより利用しやすい行政サービスを提供するため、国や区市町村等との連携を図り、「住民基本台帳ネットワーク」の着実な運用など広域的な情報ネットワークの整備に努められたい。

7 東京都立大学の運営

- (1) 東京都立大学は、都民の期待に応える大学として、大都市で活躍する人材を育成するとともに、東京が抱える課題の解決に向けた研究を推進するなど、教育・研究の充実に取り組まれたい。
- (2) 東京の産業を活性化する意欲と能力を持つ人材を輩出するため、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の運営を着実に実施されたい。
- (3) 東京都立大学については、時代の要請に的確に対応できるよう、法人化のメリットをいかした効率的で柔軟な運営とされたい。

- (4) 第三者による評価の結果を広く社会に公表し都民への説明責任を果たしていくとともに、大学の教育研究活動にフィードバックし、東京都立大学の教育研究水準の一層の向上を図られたい。
- (5) 南大沢キャンパスだけでなく、日野・荒川キャンパスや都心キャンパスも含め、円滑な大学運営に必要な施設整備を進められたい。
- (6) 海外との競争に勝ち抜いていく世代を育成していくため、東京都立大学や東京都立産業技術高等専門学校において、国際交流や留学等の支援に取り組まれたい。
- (7) 都立高校と連携することで、都立高校の魅力を高め、意欲ある高校生の都立大学への進学につなげるなど、同じ都立の学校としての特徴を活かし、双方の教育の質と魅力向上に取り組まれたい。

8 人権施策の推進

- (1) 都の人権施策については、「東京都人権施策推進指針」に基づき、区市町村、関係団体と連携し、東京の実態に則した施策展開と普及啓発を進められたい。
- (2) 犯罪被害者等への支援に当たっては、第4期東京都犯罪被害者等支援計画に基づき、区市町村等と連携して実効性のある施策を実施されたい。
- (3) 都のパートナーシップ宣誓制度について、宣誓制度と区市町村事業との連携に向けて、必要な調整を進めること。

9 情報公開・個人情報保護の推進

- (1) 「東京都情報公開条例」に基づく情報の公表や提供など情報公開を一層進め、都民サービスの向上に努められたい。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報保護制度を適切に運用し、個人の権利利益が保護されるよう、都における適正な取扱いを確保されたい。

財務局関係

- 1 令和6年6月に改正された品確法など、いわゆる「第三次・担い手3法」の趣旨を踏まえ、施工時期等の平準化、適切な工期設定とともに、工事関係書類の削減・簡素化等工事受注者の負担軽減を推進し、国土づくりの担い手である建設業の働き方改革に資する環境の整備に全力で取り組まれない。

令和6年4月より、労働基準法の改正による時間外労働の罰則付上限規制が建設業にも適用された。こうした働き方改革の大きな流れとともに、過去に例のない猛暑日を考慮した工期設定を営繕工事にも導入するなど、建設現場で働く事業者の働き方改革に積極的に取り組まれない。

- 2 都の契約制度の変更は多くの関係者に深刻な影響を及ぼすため、その改正の検討にあたっては、事前に都議会に説明し、事業者等関係者の意見を聞き、都議会と議論をしながら、発注の平準化、週休二日制や近年の猛暑を前提とした工期設定、価高騰を反映した経費の計上など、都内中小企業事業者に実際に役立つ形で進めること。

また、業務委託契約において、積算単価の基準を設けるなど、品質の確保に努めていくこと。

- 3 中小企業支援や雇用就業対策、少子高齢化への対応、防災対策や防犯対策の強化、都市インフラの整備、脱炭素社会の実現、デジタル化の推進など、山積する重要課題に適切に対応するとともに、成長分野における投資の促進や大会のレガシーを発展させた東京の魅力発信など、「世界で一番の都市」東京の実現に向けた取組を着実かつ迅速に推進できるよう、強固な財政基盤の堅持に努められたい。

- 4 真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担に見合った税財源の確保が不可欠である。地方が、自らの権限と責任において、それぞれの地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に展開していくため、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むよう、国に対して引き続き強く働きかけられたい。

- 5 都有財産のうち未利用地については、都の抱えるさまざまな喫緊の行政需要に対応するために、庁内における有効活用を進めるとともに、区市町村や

民間への売却に加えて、都の施策に貢献することを条件に貸付を行うなど、「都府施設等総合管理方針」等を踏まえた、戦略的な財産の利活用をより一層推進されたい。

6 都庁舎については、適切な設備更新を行うとともに、設備管理委託経費については、実情を踏まえて積算されたい。

7 地球温暖化対策の一環として、「省エネ・再エネ東京仕様」の普及・活用を図るなど、都府施設の省エネ等に積極的に取り組まれたい。

デジタルサービス局

- 1 デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の社会実装や、災害時にも耐えうる通信環境の確保や最先端サービスを享受できる高度な通信基盤の整備など「つながる東京」展開方針実現に向けた取組を着実に進められたい。
- 2 行政のデジタル化を加速させ、都民サービスの一層の向上を図るため、「GovTech東京」と協働し、都庁各局や区市町村への技術支援、デジタル人材の確保・育成などを強力に推し進めることで、東京全体のDX推進強化に努められたい。また、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバイス対策にも引き続き取り組まれたい。
- 3 島しょ地域における超高速ブロードバンドによるインターネット等の利用環境が引き続き確保されるよう、過去に発生した通信障害も踏まえ、必要な対策を実施されたい。また、衛星通信による災害時の通信ネットワークの強靱化を図られたい。
- 4 都政運営において、行政手続のデジタル化を推進し、デジタルツールやクラウドサービスを積極的に利活用するとともに、生成AIの活用については常に新しい技術をキャッチアップし、都庁内業務での生成AIをGovTech東京と共に進め、その成果を他の自治体にも横展開するなど、行政の様々な分野で都民サービスの向上に取り組まれたい。併せて、サイバーセキュリティ対策を一層強化されたい。
- 5 デジタル社会の実現に向け、自治体DXを牽引するデジタル庁との連携を強化するとともに、自治体DX推進計画の最終年度であることを踏まえ、デジタル人材やノウハウの不足等、区市町村に対し、GovTech東京と協働の下、自治体の実情に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、東京と地方が支え合う共存共栄に向けた取り組みを強化されたい。
- 6 デジタル化を進めるにあたっては、各局の情報システムやデジタル関連経費を一元的に把握することで東京都全体の取組の見える化を進め、適正な評価分析を行い、効果的・効率的なデジタル化に努められたい。

主税局関係

- 1 令和7年度の税収確保にさらに万全を期されたい。
- 2 地方自治体が主体的に行財政運営を行うためには、役割と権限に見合った財源が必要である。国と地方の税収比率が歳出比率に見合うものとなるよう、総体としての地方税財源の拡充を、国に強く働きかけられたい。
- 3 固定資産税・都市計画税について、商業地等の負担水準の上限引下げによる条例減額制度、小規模住宅用地及び小規模非住宅用地に対する都独自の軽減措置を令和7年度も継続されたい。
- 4 固定資産税制の改革を図り、納税者に分かりやすい制度とするよう、国に強く働きかけられたい。
- 5 納税者の利便性向上のため、AI等の先端技術も活用した税務行政のDXを推進されたい。
- 6 東京都税制調査会の報告を踏まえ、税制のグリーン化を推進されたい。
- 7 宿泊税の在り方を検討していくにあたっては、いわゆる大衆課税とならないよう、宿泊者や宿泊事業者の負担感にしっかりと配慮すること。

生活文化スポーツ局関係

1 治安対策等の推進

- (1) 治安対策の充実強化を図るため、特殊詐欺被害防止対策や再犯防止推進計画に基づく取組の推進など、引き続き区市町村や警視庁等関係機関と連携し、各種の施策を強力的に推進すること。
- (2) 住民や防犯ボランティア、事業者等と連携し、防犯カメラのセキュリティ確保に努めつつ、地域における見守り活動等の取組を一層推進すること。
- (3) 安全で安心なまちづくりを一層推進するため、いわゆる闇バイト強盗の相次ぐ発生を踏まえ、防犯設備の充実、防犯パトロールの強化など、地域の防犯対策を更に強化する取組を積極的に進めること。
- (4) 災害時の地域内連携の強化に向けて、町会とマンションとの合同防災訓練を後押しし、訓練の準備や訓練後の振り返りなどによって、町会とマンションとのつながりを強化することで、地域の防災力向上に取り組むこと。

2 交通安全対策の推進

- (1) 交通事故のない安全安心な都市の実現に向けて、東京都交通安全計画に基づく各種の対策を強力的に推進すること。
- (2) 自転車の安全利用を促進するため、コロナ禍で増えた新たな自転車利用も踏まえ、安全利用に関する教育などの取組を積極的に進めること。
- (3) 高齢者の事故を防ぐため、運転免許証の自主返納に向けた普及啓発等の交通安全施策を一層推進すること。
- (4) 渋滞緩和に向け、引き続き関係機関と連携を図るとともに、ドライバー向けの普及啓発活動を効果的に進めること。

3 若年支援の推進

- (1) 社会的自立に困難を有する若者の社会参加を後押しするため、若者が悩みを相談しやすい環境整備を進めるとともに、各支援機関や区市町村等と連携し、自立支援の取組を積極的に進めること。
- (2) SNS に起因する青少年のネット上の被害やトラブルなどを防止するため、普及啓発の強化や青少年が相談しやすい環境づくりに取り組むこと。

4 私学助成対策

- (1) 現在、都内の学校に在学する児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園す

る割合は、高等学校で約6割、幼稚園では約9割を占めており、私立学校が東京の公教育に果たす役割は非常に大きく、建学の精神と独自の教育理念に基づき個性豊かな教育を展開し、多彩な人材を育成してきた。

私立学校における質の高い教育を確保するため、学校運営に対する支援の柱となる経常費補助と、どのような環境にあっても、私学を希望する子供たちが私学に通うことができるための保護者負担の軽減という大きな二本柱を中心に、学校の耐震化やデジタル教育環境整備のための補助など、様々な私学振興施策があるが、これらの制度は、学校や、保護者を交えた長年の議論の上に総合的に構築してきたものであり、今後も堅持すべきものである。私学助成の充実にあたっては、これまでの歴史、議論、制度の積み重ねを踏まえた制度の充実・構築に努められたい。

- (2) 東京の公教育に果たす私立学校の重要性を踏まえ、教育条件の向上、保護者の負担軽減、学校経営の健全化等を図るため、私立学校に対する基幹的補助である経常費補助については、堅持・充実に努められたい。

なお、私立幼稚園経常費補助については、教職員の処遇改善等に向け、充実に努められたい。あわせて、幼稚園教諭の育成・確保に努められたい。

- (3) 公私格差の是正のため、私立特別支援学校等経常費補助等の拡充を図られたい。
- (4) 私立高等学校等に通う生徒の学費負担を軽減するため、特別奨学金制度及び東京都育英資金事業の更なる充実に努められたい。
- (5) 私立小中学校に通う児童生徒の保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校と同様、都内私立小中学校の平均授業料額までの支援を図られたい。
- (6) 私立幼稚園等に通う園児の保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の充実に努められたい。

なお、園児保護者負担軽減事業補助については、子ども・子育て支援新制度に移行する園における保護者の実負担額が変わらないよう実施するとともに、低所得世帯に新たな負担が生じないように、必要な支援を行われたい。

また、幼児教育の無償化について、都の実情を踏まえ、必要な支援を行われたい。

- (7) 子育て支援の充実に努めるため、私立幼稚園における預かり保育に係る補助の更なる充実に努められたい。
- (8) グローバル人材育成のために、私立高校生の豊かな国際感覚の醸成や語学力の習得などに効果が高いとされる一定期間以上の留学への支援、外部検定試験料への補助や、私立学校における外国語指導助手活用への支援、教員の

海外派遣研修への補助の充実に努められたい。また、私立小・中・高等学校におけるデジタル機器を活用した教育環境整備に対する補助など支援を図られたい。

- (9) 児童・生徒等の安全確保に向けて、耐震補強・改築工事及び非構造部材耐震対策工事に対する補助事業など、私立学校安全対策促進事業費補助の更なる充実に努められたい
- (10) 地球温暖化対策及び節電対策として、省エネ設備等の導入に加え、空調設備等に対する補助制度の拡充に努められたい。
- (11) 公私間で定めた就学計画の達成、私立高等学校の財政基盤健全化を図るため、私立高等学校都内生就学促進補助の内容の充実に努められたい。

5 消費生活対策

- (1) 消費者被害をなくし、消費生活の安全・安心の実現を図るため、東京都消費生活基本計画に基づき、区市町村、関係団体等と連携しながら、総合的に各種施策を推進されたい。
- (2) 消費者教育に取り組む学校現場を支援するための消費者教育に関する教材作成、人材育成などの取組に加え、成年年齢の引き下げを踏まえた若年層への消費者教育の充実に努めるとともに、エシカル消費の普及啓発の取組をさらに促進されたい。
- (3) 消費者被害が深刻化している現状を踏まえ、不適正取引を行う悪質事業者に対して、特定商取引法等に基づく立入調査権限等を適切に行使し、厳しい行政処分を実施するなど、より厳格な対応をとられたい。

また、引き続き警視庁との連携による執行体制の充実に努められたい。さらに、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、SNSや動画等の新たなデジタル広告における不当表示への対応力強化を進められたい。

- (4) 高齢者の消費者被害の早期発見・拡大防止のため、区市町村の福祉部門や民間事業者等との協働により、地域で見守りを担う人材を育成し、直接、高齢者に消費者被害に関する注意喚起や啓発を図るなど、見守りネットワークの機能の充実にに向けた諸施策を推進されたい。
- (5) 消費者、事業者、学識経験者等で構成される東京都商品等安全対策協議会による調査分析を充実させ、商品等の具体的な安全対策を着実に推進するほか、消費者への効果的な情報発信を図るなど、商品による危害の未然防止対策を積極的に推進されたい。
- (6) 都民の浴場利用機会の確保と浴場経営の安定を図るため、浴場の利用促進

に向けた広報の強化や担い手育成等の事業の支援、健康増進型公衆浴場改築支援事業を継続するほか、公衆浴場における耐震化の促進や使用燃料のクリーンエネルギー化等の推進を図る事業を拡充するなど、諸施策を推進されたい。

- (7) 都民を複雑・多様な消費者被害から救済するため、消費生活総合センターにおける相談体制の強化に引き続き努められたい。また、都域全体の消費者行政を質的に向上させるため、区市町村に対する諸施策を一層推進されたい。
- (8) 消費生活の安全・安心を実現するため、生活協同組合への育成支援施策などについて、充実されたい。
- (9) 東京都消費者行政強化交付金等を積極的に活用し、区市町村における消費生活相談窓口の強化を図られたい。

6 文化の振興

- (1) 「東京文化戦略 2030」に基づき、東京の芸術文化を更に発展させるとともに、都民に身近な場所で文化に親しんでもらえるよう、区市町村とも連携しながら取組の充実を図られたい。
- (2) 多くの都民が参加し活躍できるようアーツカウンシル東京による民間支援機能の充実に努めるとともに、地域の多彩で奥深い伝統文化の発信強化を図られたい。

また、発信力のある大規模な文化事業や、日本の文化の魅力向上を目指した伝統文化・芸能体験事業など、都が主導する中核的事業を強力に推進されたい。

- (3) 次世代の文化を担う子供たちに、芸術文化の素晴らしさを体感し、将来に向けて豊かな心を育んでもらうことが重要であり、子供たちの創造力や感受性を育むため、子供を対象とした芸術文化体験の取組を拡充されたい。
- (4) 老朽化が進んでいる都立文化施設について、十分な機能と設備を兼ね備え、都民が誇れる施設となるように計画的な改修を進めるとともに、国内外の文化施設との連携強化を図られたい。
- (5) 東京都交響楽団について、これまでの改革の成果を踏まえた上で、都民が世界に誇れる「グローバルスタンダードのオーケストラ」を目指した取組みを推進されたい。
- (6) 都民芸術フェスティバルや花火大会の助成、「東京都平和の日」記念式典などの文化事業について、継続して実施されたい。

- (7) ヘブンアーティスト事業について、都が公認するアーティストや活動場所を増やすなど、都内各地で東京の芸術文化やエンターテインメントを支える担い手の活躍の場をつくることで、事業のさらなる充実を図られたい。

7 活力ある都民生活と地域社会の実現に向けた施策の推進

- (1) 区市町村と連携し、地域の課題に取り組んでいる町会や自治会連合会に対する支援を推進するため、地域力を向上させ地域の課題を解決するために設けられた「地域の底力発展事業助成」や「まちのつながり応援事業」など、事業の更なる改善・拡充を図るとともに、自治会連合会の活動体制を支援されたい。
- (2) 多くの都民がボランティア活動に関する必要な情報を容易に得られるようにするなど、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、区市町村のほか企業、学校、地域に貢献している地縁団体など多様な主体との連携を一層推進し、ボランティア気運の醸成を図られたい。
- (3) 多文化共生社会に向けた取組を推進するため、民間団体が行う都内の在住外国人支援活動に対する財政的な支援を行うなど、区市町村とも連携しながら在住外国人が安心して安全に暮らせる環境の確保に努められたい。
- (4) 東京都男女平等参画推進総合計画に基づき、女性活躍推進に向けた先進的な取組事例等の積極的な広報展開を行うなど、各種施策を推進されたい。
- (5) 男女平等参画を促進するための施策を着実に推進するとともに、配偶者暴力相談支援センターの円滑な運営をはじめ、東京ウィメンズプラザの事業の一層の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を推進されたい。

8 スポーツの振興

- (1) 今年度内の東京都スポーツ推進総合計画の改定にむけては、少子高齢化やeスポーツなどの新たな動向といったスポーツの現場の実態を踏まえた政策の展開に取り組むとともに、障害の有無や年齢に関わらず、誰もがスポーツに親しむことで都民の体力増進につながっていくよう、広く都民が参加できるスポーツの機会を演出し、スポーツムーブメントの醸成を図られたい。
- (2) シニア世代がスポーツを楽しめる機会を創出するため、シニアスポーツ振興事業などの取組について、更なる強化を図られたい。
- (3) 生涯スポーツ振興の観点から、関係団体と連携して、シニア健康スポーツフェスティバルを継続して実施するとともに、ねんりんピックへの選手団派

- 遣に対する更なる支援を実施されたい。
- (4) 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ社会を実現するため、地域スポーツクラブの設立や育成のための諸事業を支援・推進するとともに、地域スポーツクラブの登録・認証制度の着実な運営に向けた支援を行われたい。
 - (5) 身近な地域で都民の誰もがスポーツに親しめるよう、区市町村との連携を一層深め、区市町村のスポーツ振興への主体的な取組に対する支援を行うなど、スポーツ環境の更なる充実・拡大に取り組まされたい。
 - (6) 国際大会や国スポなどで活躍する東京アスリートのより一層の競技力向上を図るために、関係団体と協働して、選手に対する強化事業や医・科学サポート体制を充実するとともに、指導者の育成についても積極的に取り組まされたい。
 - (7) 今後も、世界で戦えるアスリートを育成するため、東京育ちのトップアスリートが、不安なく競技活動に邁進できるよう、スポーツ関係者に対するスポーツ・インテグリティの推進や就職に向けた支援を継続して実施されたい。
 - (8) ジュニアスポーツのすそ野を広げ、競技力向上の底上げを図るために、地区体育・スポーツ協会と連携したジュニア育成地域推進事業や、トップアスリート発掘・育成事業の一層の推進を図られたい。
 - (9) 東京マラソン及びマラソン祭りについては、参加者誰もが楽しめるスポーツイベントとして、引き続き実施されたい。
 - (10) 被災地をはじめ日本全体が一体となって取り組むことで、東京 2020 大会を成功につなげることができたことから、これらの取組をレガシーとして活かし、今後も東北復興を後押ししていただきたい。
 - (11) コロナ禍で実現した東京 2020 大会のレガシーを確実に残していくため、大会レガシー継承事業やアーカイブ資産の活用など、レガシーを発信・継承する取組を行うとともに、今後のスポーツ振興に着実に活かされたい。
 - (12) 世界的規模のスポーツ大会等の誘致・開催を支援する取組を推進されたい。
 - (13) 世界陸上競技選手権大会については、陸上競技ではオリンピックと並ぶ世界最高峰の大会であり、子供の観戦機会の確保など、多くの都民にスポーツの素晴らしさを届ける機会とすべく、大会成功に向け、関係者との連携体制を構築の上、着実な準備を進められたい。
 - (14) デフリンピックについては、デフスポーツの競技団体に国際大会の開催経験が少なく、大会の責任主体である団体に対し、関係者のサポートが必要になることから、大会成功に向け、国や競技団体等と密接に連携して準備を進めるとともに、障害のあるなしに関わらず次世代を担う子供たちに貴重な学

びの場を提供するよう取り組まれない。

- (15) 世界陸上競技選手権大会とデフリンピックの両大会に向けて、区市町村と連携しながら開催気運の醸成に努めるとともに、大会開催の意義やレガシーを都民・国民に分かりやすく伝えていくこと。

9 パラスポーツの振興

- (1) 東京 2020 パラリンピックのレガシーを最大限活用し、障害者がスポーツを行える場の開拓・整備やパラスポーツを支える人材育成、パラスポーツに関する理解促進・普及啓発、競技力向上など、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができるよう、パラスポーツの振興をより一層強力に推進されたい。
- (2) 身近な地域におけるパラスポーツの環境整備を図るため、地域におけるパラスポーツの拠点の一つとして特別支援学校の更なる活用を図られたい。
- (3) 障害者が、それぞれの個性に応じてパラスポーツに挑戦し、アスリートを目指せるよう環境整備を行うとともに、選手や競技団体が安定的に競技活動を継続できるよう、パラスポーツトレーニングセンターの活用や、選手や競技団体への支援に取り組まれない。

10 都立スポーツ施設等の活用

- (1) 東京 2020 大会の競技施設等については、大会後もレガシーとして東京の新たな魅力となることから、今後のスポーツ振興や都市の発展に資するよう、積極的に幅広く有効活用を図られたい。
- (2) ライブドアアーバンスポーツパークについては、多くの人に親しまれるアーバンスポーツの聖地となるよう、地域住民の住環境にも留意し、競技団体や区市町村とも連携しながら運営されたい。
- (3) 大規模スポーツ大会や地域スポーツ振興の拠点としての機能整備を図るとともに、より利用しやすい施設となるようアクセシビリティにも配慮のうえ、都立スポーツ施設等の計画的な改修を進められたい。
また、コロナ以後においても、障害者や高齢者が安全に施設利用できるよう配慮されたい。
- (4) 障害者スポーツセンターの機能・利便性の向上を図られたい。

都市整備局関係

1 都市づくり全般

- (1) 東京を世界で一番の都市へと導くため、都市づくりのグランドデザインで示した 2040 年代の都市像の実現に向けた取組を着実に推進されたい。

あわせて、テレワークの進展や人々の生活等への意識の変化など、新型コロナウイルス感染症を契機として生じた変化にも対応しながら、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る都市づくりを推進されたい。

- (2) 防災力や国際競争力の強化に加えて、環境、緑、景観などの視点を一層重視した都市づくりを進め、都民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応されたい。

- (3) 国際競争力の強化に向けた国家戦略特区制度及び特定都市再生緊急整備地域の制度を活用した都市再生プロジェクトの推進や都市インフラの整備、区部と比較し遅れている道路整備をはじめとした多摩地域の振興など都民生活の向上に向けた取組を着実に推進されたい。

- (4) 東京の国際競争力を高めていくため、羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進を国に対して求めるとともに、発着便増加に伴う騒音対策及び安全対策にも適切に対応されたい。

あわせて、首都圏におけるビジネスジェットの受入体制強化に向けた取組を推進されたい。

- (5) 交通政策審議会答申を踏まえ、都心から至近の距離にある羽田の強みを最大限に活かす空港アクセスはもとより、首都圏全体との結びつきを強めるための広域的な交通インフラのネットワークの整備を推進されたい。

- (6) 横田基地の軍民共用化については、東京の国際競争力向上と多摩地域の発展のため、周辺交通基盤の整備や騒音対策等の課題について地元の意見を十分聞きながら推進するとともに、ビジネスジェットを含め、横田基地の民間利用の実現を国に強く要望すること。

- (7) 横田基地内での PFOS 等漏出の有無に関する事実関係についての詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に提供するよう要請すること。

- (8) 選手村跡地である晴海五丁目西地区については、多様な人々が都市生活の豊かさを実感でき、環境負荷の少ない先進的なまちとなるよう整備を推進されたい。

- (9) 神宮外苑地区のまちづくりについては、事業内容を正確に都民に伝えるとともに、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間の整

備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりであることへの理解促進に努めること。

- (10) 少子高齢・人口減少社会など、将来の社会経済情勢の大きな変化にも的確に対応できる都市として、東京の持続的な発展に向け、個性ある拠点の形成や集約型の地域構造への再編、みどりを守り増やす取組などを積極的に進めるため、土地利用を適切に誘導されたい。
- (11) 都市計画公園・緑地の整備を計画的に推進するとともに、丘陵地や樹林地、農地などの既存の緑の保全を一層推進していくため、「緑確保の総合的な方針」の具体化を図られたい。また、民間による公園づくりの仕組みである公園まちづくり制度等を活用し、東京の緑の創出に取り組まれたい。
- (12) 生産緑地の減少が懸念される 2022 年以降、更に都市農地の保全や活用の取組を推進されたい。
- (13) 周辺区部や多摩地域の拠点となる駅施設や、その周辺整備を促進されたい。
- (14) 都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効な地籍調査を促進されたい。
- (15) 所有地を有効活用した都市再生を進めるための調査・検討を行われたい。
- (16) 美しい街並み景観を形成していくため、都市開発諸制度等を活用し誘導を行うとともに、屋外広告物を活用してエリアマネジメント活動の支援を行うなど、実効性ある景観形成やまちの活性化に取り組まれたい。
- (17) 脱炭素化等に配慮した都市づくりを進めるため、建築物の省エネルギー化及び再エネ設備の導入の促進に向けた取組を推進されたい。
- (18) 都市の開発において、環境負荷の低減や防災機能の強化、グローバルレベルの都市活動を支える強靱なビジネス拠点の形成に資する取組を誘導されたい。
- (19) 安全で快適な歩行空間の確保や、都市防災機能の強化を図るため、まちづくりの機会を捉えて、無電柱化に取り組む区市町村や民間事業者への支援を拡大するなど、狭あい道路の無電柱化の推進に取り組まれたい。

2 都市交通対策

- (1) 首都圏内の交通の円滑化及び首都直下地震などに備えた防災力の強化を図るため、三環状道路の建設促進を図られたい。特に外環については、一日も早い完成に向けた、用地取得や工事などに必要な事業費の確保と、東名高速から湾岸道路までの区間についての早期計画の具体化を国に強く求められたい。

日本橋周辺の首都高速道路の地下化工事を推進するとともに、地下化に伴い必要となる新京橋連結路（地下）の財源確保や、高速晴海線延伸部の早期事業化を国に強く求められたい。

さらに、東京における都市計画道路の整備方針（平成28年3月）に基づき、区部の環状道路や多摩地域の軸となる幹線道路など、都市の骨格を形成し、防災性の向上に資する都市計画道路ネットワークの充実強化を図られたい。

- (2) 首都圏の高速道路料金について、平成28年4月に導入された新たな料金体系の影響などを検証し、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向け、積極的に取り組まれたい。
- (3) 東京が目指すべき総合的な交通体系の実現に向けてスピード感を持って取り組まれたい。
- (4) 鉄道駅等のバリアフリー化を推進するため、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（令和元年9月）も踏まえ、ホームドアやエレベーター、バリアフリースイレ等の設置に取り組む鉄道事業者への支援を推進されたい。
特にホームドア整備にあたっては、「未来の東京」戦略で掲げた目標設定の前倒しも見据え、本年8月に設置した官民一体の協議会において検討を進めるなど、JR及び私鉄駅における整備の加速に、より一層工夫して取り組まれたい。
- (5) 東京の交通混雑の緩和や安全対策に資するため、都営交通及び東京メトロの整備の促進を図るとともに、バリアフリー化施設等の大規模改良に対する支援に取り組まれたい。
- (6) 東京8号線（豊洲～住吉）及び品川地下鉄について、国庫補助を確実に確保するとともに、関係者間で緊密に連携し、早期開業に努められたい。
- (7) 臨海地下鉄について、事業化に向けた取組を国と連携して早期に進めるとともに、財源の確保に向け、国と協調した対応に努められたい。
- (8) 東京メトロの株式の売却によって得られた収入について、将来を見据えた戦略的な都市の活力向上を図るため、鉄道網の拡充等の都市インフラ整備に活用するよう努められたい。
- (9) その他、国の答申において、事業化に向けて検討などを進めるべきとされた多摩都市モノレールの延伸や、新空港線などの路線の早期実現に向け、検討を具体化されたい。

多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）延伸に関連する地元自治体の取組を支援すること。

- (10) JR中央線（三鷹～立川）複々線化の早期事業化や、立川以西の連続立体交差事業及び複々線化について検討し、運賃加算など新たなスキームの構築などを国に要望するなど、具体化に向けた取組を進められたい。
- (11) 東京8号線（押上～亀有）、東京11号線（押上～松戸）の延伸を速やかに実現するよう必要な措置を講じられたい。
- (12) 南北方向の公共交通機関の乏しい区部周辺部地域において、新たな公共交通の導入が具体化できるよう努められたい。
- (13) 都心と臨海地域とを結ぶ新たな公共交通システムであるBRTについて、臨海地域の交通需要に適切に対応するよう、輸送力強化など利便性向上の取組を推進されたい。
- (14) 水の都東京の魅力を高めていくため、舟運の活性化に向けた取組を進められたい。
- (15) 新宿を始めとするターミナル駅について、利用者の視点からわかりやすい、使いやすいものとするため、案内サインの改善やバリアフリー化などの取組を促進されたい。
- (16) 交通渋滞、大気汚染等の解消のため、物流システムの効率化に資する流通業務センターの整備を多摩地域においても促進されたい。
- (17) 観光地等における渋滞解消や安全対策のため、地元自治体が行う観光バスの駐車対策に対する支援に取り組まれたい。
- (18) 駐車場の利用実態調査の結果を踏まえ、駐車場条例に基づく附置義務基準の見直しについて検討されたい。
- (19) 踏切の早期解消やまちづくりの推進を図るため、区施行連続立体交差事業に対する助成策を講じられたい。あわせて、踏切対策基本方針で示された重点踏切については、地域の特性に応じた適切な対策を促進されたい。

3 都市防災対策

- (1) 木造住宅密集地域の改善に向け、都がリーダーシップを発揮し、地域の実情に応じた不燃化特区制度や特定整備路線の取組などを強力に推進されたい。また、延焼遮断帯内側の市街地の改善を更に進めるため、積極的な道路整備と沿道建築物の不燃化を促進するよう、取り組まれたい。

さらに、災害に強いまちづくりの一環として、避難の安全確保などのため、引き続き所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、新耐震基準の木造住宅も含めた住宅の耐震改修等へ支援を行うとともに、障害者世帯等の安全・安心の確保に向けた耐震化を促す取組についても促進されたい。

- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、区市町村や関係団体とも連携して、耐震診断結果を改修や建替え工事に確実につなげられたい。
- (3) 密集市街地の防災機能を確保し、土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「防災街区整備事業」の促進を図るとともに、地域の危険性に関する住民の認識を深めることで、必要な対策の更なる推進に努めること。
- (4) 特定整備路線の整備をより一層加速させるため、権利者等が安心して住める移転先の確保に向けて取り組まれたい。
- (5) 都民が安心して耐震改修等に取り組めるよう、一定水準の技術を持つ建築士事務所の登録・紹介を行なわれたい。
- (6) 建て主や建物所有者が適切な液状化対策を講じられるよう、区市や新たに設立したコンソーシアムと連携して必要な情報の提供と普及啓発を行うとともに、一層の液状化対策の支援に取り組まれたい。
- (7) 地震発生後の二次災害を最小限に防止するため、関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、建築物の安全性を確認する応急危険度判定員制度を充実されたい。
- (8) 近年多発する都市型豪雨から都民の生命・財産を守るため、「東京都豪雨対策基本方針」に基づく事業を着実に推進されたい。特に、個人住宅への浸透施設の設置に対し助成を行う雨水流出抑制事業費補助については、一層の推進を図られたい。
- (9) 東部低地帯の災害リスクの軽減を図り、水害から都民の命を守るため、高台まちづくりを推進するとともに、高速道ランプへの垂直避難の実効性確保など、実態に即した対策の検討を進められたい。
- (10) 鉄道利用者の安全の向上を図るため、主要な鉄道施設の耐震補強や地下駅等における浸水対策に対する支援に取り組まれたい。
- (11) 地下街の安全確保のため、防災対策に取り組む地下街管理者等を支援し、対策の促進を図られたい。
- (12) 民間のブロック塀等の撤去・新設等を行う者に対し、補助金を交付する区市町村を引き続き支援されたい。
- (13) 面的液状化対策を促進するため、民間事業者や地方公共団体等が行う液状化対策に対する支援に取り組まれたい。
- (14) 地震時に活動崩落の可能性があると考えられた大規模盛土について、対策を行う区市町村等に対する支援に取り組まれたい。

4 都市開発の推進

- (1) 地域の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、民間や組合等が施行する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業の促進及びその助成策等の充実を図られたい。
- (2) 高齢化社会に向けて、生活弱者などにやさしい都市基盤整備事業及び建築物のバリアフリー化に配慮したまちづくりを積極的に推進されたい。
- (3) 建築基準行政事務を積極的に市へ移管し、地域に即したきめ細かなまちづくり行政を推進されたい。移管にあたっては、事務の円滑な執行を図るため、人的・財政的支援を講じられたい。

5 土地区画整理・市街地再開発

- (1) 泉岳寺駅地区において、活力とゆとりに満ちた魅力ある都市づくりを推進されたい。
- (2) 既成市街地の再整備のため、六町地区等における事業の推進を図られたい。
- (3) 道路整備と民間活力による沿道開発を一体的に進めるとともに、延焼遮断帯の形成等により防災性の向上を図るため、東池袋地区、鐘ヶ淵地区、十条地区、目黒本町地区、大山中央地区において、沿道一体整備事業を一層推進されたい。
- (4) 戸越公園駅周辺地区、原町・洗足地区、志茂地区において、地域のまちづくりの取組と連携した延焼遮断帯の形成を推進されたい。
- (5) 外環の2上石神井駅周辺地区、環状第4号線高輪地区において、都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、地域におけるまちづくりを推進されたい。
- (6) 新宿駅直近地区において、交通結節機能の強化と歩行者の回遊性の向上を図るため、新宿グランドターミナルへの一体的な整備を推進されたい。

6 多摩ニュータウン事業の推進

多摩ニュータウン事業については、再生に向けたまちづくりを推進するとともに、地元市等との調整を行い宅地販売の促進に努められたい。

住宅政策本部関係

1 民間住宅対策

- (1) 東京において約4割の世帯が居住する民間賃貸住宅については、賃貸借に関する紛争を未然に防止し、安心して貸し借りできる賃貸住宅市場の確立に向け、「賃貸住宅紛争防止条例」の定着に努められたい。
また、東京の活力を支えるファミリー世帯の職住近接を促進し、防犯対策やバリアフリー等にも配慮した、質の高い賃貸住宅の普及を図られたい。
- (2) マンションの適正な管理を促進するため、管理計画認定制度の普及や管理状況届出制度の適切な運用と更なる活用により、区市町村と連携した管理組合の機能強化に向けた施策を講じられたい。また、建替えが難しい老朽マンションにおいて、建物の老朽化や修繕積立金不足といった個々の実態を踏まえ、マンションの再生促進に取り組まれたい。
- (3) 災害・停電時にも最低限の生活を継続可能な「東京とどまるマンション」の普及促進など、地域との連携も図りながら、分譲マンションに限らず賃貸マンションも含め、マンションの防災力を強化されたい。
- (4) 区市町村と連携し、民間分譲マンションの耐震診断及び改修の支援を行うとともに、管理組合に対して専門家を派遣し、きめ細かな助言を行うなど、管理の適正化も進めながら、耐震化の促進を積極的に図られたい。
- (5) 環境負荷の少ない都市を実現するため、住宅の長寿命化や省エネ・再エネの促進に取り組まれたい。
- (6) 子育てしやすい環境整備のため、幅広い事業者による取組も促しながら、子育て世帯向けの設備を備えた「東京こどもすくすく住宅」の供給促進に向けた施策を強化されたい。
- (7) 「東京における空き家施策実施方針」に基づき、空き家の利用促進に向けた区市町村の取組への支援や先導的な取組を行う民間事業者等の支援など、空き家対策や既存住宅流通の活性化に向けた取組をさらに強化されたい。
- (8) 所有者不明の空き家の固定資産税情報を開示できる取組を促進されたい。
- (9) 住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅への登録意欲の向上や居住支援の取組を進め、住宅確保要配慮者の居住の安定に努められたい。
- (10) 高齢者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築に資するよう、住宅施策と福祉施策を融合したサービス付き高齢者向け住宅の供給を着実に進められたい。

2 公営住宅等の整備

- (1) 都営住宅の適正かつ公平で効率的な管理に努められたい。子育て世帯や高齢者世帯などの住宅困窮者に確実に住宅を提供できるよう、住宅政策審議会の答申で提言された施策を着実に推進されたい。
- (2) 高齢者、障害者、ひとり親家庭などの住宅困窮者に対する都営住宅への優先入居を引き続き実施されたい。また、都営住宅や公社住宅において、結婚予定者に対する支援を図られたい。
- (3) 居住者の高齢化、単身化が進む都営住宅において、コミュニティの活性化に向けて、子育て世帯の更なる入居促進や高齢者世帯の生活支援の強化等により、多世代共生の推進に取り組まれたい。
- (4) 都営住宅居住者の利便性向上を図るため、都営住宅における宅配ロッカーの設置に取り組まれたい。
- (5) 老朽化した都営住宅の建替えについては、規模を年間 4,000 戸程度まで段階的に拡大させ、バリアフリー化された誰もが住みやすい住宅の供給を推進するとともに、用地の一層の創出や、外周道路の無電柱化に取り組まれたい。
都営住宅や公社住宅の建替えにより創出される用地については、子育て支援、医療、介護施設などの福祉施設の整備に加え、商業、文化施設や交流施設など、にぎわいと活気を生む様々な機能を整備して、より豊かな住生活の実現を図られたい。
- (6) 都営住宅の建替えに当たっては、現在の居住者の状況を勘案しながら、ファミリー向け住戸の整備を進めるなど、若年夫婦・子育て世帯に対する支援を図るとともに、BIMの活用促進に取り組まれたい。
- (7) 都営住宅の併存店舗について、店舗権利者が近隣で営業継続ができる仕組みを活用し、建替えを円滑に進められたい。
- (8) 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、都営住宅の耐震化を計画的に推進されたい。
- (9) 都民住宅に対して、公的住宅の役割を踏まえ、抜本的な方策を図られたい。
- (10) 地域の実情に即したきめ細かな住宅施策の展開ができるよう、区市町村との協議のうえ、都営住宅の移管を促進されたい。
- (11) 都営住宅の工事において、追加や前倒し発注など、中小企業の受注機会の増加対策を講じられたい。

環境局関係

1 東京は、気候危機の一層の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化など、様々な環境問題に直面している。

また、エネルギーや資源の大消費地である東京は、エネルギーの効率的利用や持続可能な資源利用をリードするなど、規模に見合った社会的責務を果たすことが求められている。

都は、世界有数の大都市の責務として、2050年にCO2排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。未来に向けて確かな一歩を進め、サステナブルな社会を実現するため、2030年カーボンハーフ、その先のゼロエミッション東京の実現に向けた各種施策に取り組まれない。

- (1) 「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」等の着実な運用を行うとともに、省エネの更なる深掘りと再エネの利用拡大により気候変動対策の推進を図られたい。
- (2) 都内の中小規模事業所が気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を推進し、気候変動対策の普及を図られたい。
- (3) 家庭の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、家庭におけるエネルギー消費割合の高い機器の買替を促すための支援策に引き続き取り組まれたい。
- (4) F I Tに頼らず家庭の中で再エネ電力を活用する自家消費を進めるため、災害時の電源確保にも有用な蓄電池の購入への支援策に引き続き取り組まれたい。また、エネルギー自立性向上にも資する、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池（エネファーム）及び太陽熱利用システムの一層の普及促進にも努められたい。
- (5) 合理的な省エネルギーの更なる推進のため、家庭における照明のLEDランプ化を、区市町村と連携し推進されたい。
- (6) 自転車シェアリングの広域的な展開や物流の効率化等の地域特性に応じた環境交通施策など、自動車に起因する環境負荷の低減や快適な都市環境の形成に向けた施策を総合的に推進されたい。

- (7) 「建築物環境計画書制度」等により、建築物の新築時及び大規模改修時に建築物の省エネルギー性能の一層の向上や再生可能エネルギーの利用拡大を図られたい。
- (8) 都有施設における省エネルギー対策の実施や再エネ設備の導入・再エネ電力の利用など、都庁の率先行動を徹底して行うとともに、環境学習や普及啓発行動を充実し、省エネルギーや再生可能エネルギー利用の定着と脱炭素社会への転換を促進されたい。
- (9) 住宅用太陽光のF I T買取期間（10年間）の終了に伴い、順次「卒F I T」を迎える家庭が発生するが、卒F I Tにより、太陽光パネルが撤去されないよう、都のイニシアティブで都有施設において有効活用されたい。
- (10) 既存住宅における断熱性能を向上させるため、熱の出入りが大きい開口部である窓や玄関ドアの断熱改修等への支援策に引き続き取り組まれたい。その際、高齢者等、対象に合わせた高断熱住宅のメリットを訴求し改修機運の醸成を図るとともに、改修意欲のある住宅所有者に対するきめ細やかな支援に取り組まれたい。とりわけ、省エネ性能表示の実施や断熱改修の加速に向けた賃貸住宅オーナーへの支援に取り組まれたい。
- (11) 新築住宅を対象とした「東京ゼロエミ住宅」について、令和6年10月から実施した断熱・省エネ性能の基準引き上げにより、さらに環境性能の高い住宅の普及が進むよう支援に取り組まれたい。
- (12) 都民・事業者による再生可能エネルギー電力の更なる利用を促す仕組みづくりや、選択意欲を喚起する普及啓発を進め、再生可能エネルギーの導入拡大を推進されたい。
- (13) 家庭における再生可能エネルギーの導入を促進するために、住宅所有者の初期費用を軽減する等、太陽光発電設備の普及策を推進されたい。
- (14) 太陽光発電設備の普及にあたっては、パネルリサイクル体制の整備、サプライチェーンにおける人権問題への対応など、適正な運用に努めること。ま

た、次世代型ソーラーセルに関しては開発企業向けの支援を行うとともに、
都有施設への先行導入や事業者への設置支援を検討するなど、社会実装を積
極的に後押しされたい。

(15) 風況に恵まれた広大な伊豆諸島の海域において、GW 級の浮体式洋上風力の
導入に向け、地元の理解を得ながら、地域の発展につながるよう取組を進め
られたい。

2 地域の実情に即したきめ細やかな取組により地域の環境問題へ対応するた
めには、都と区市町村が一体となって環境政策を推進することが必要である。
このため、区市町村が自らの創意工夫を活かしながら継続的・安定的に事業
に取り組むことができるよう財政的な支援を継続されたい。

3 資源循環型都市を構築するため、事業系廃棄物のリサイクルの促進や、食
品ロスや使い捨てプラスチックの削減等に、区市町村や関係事業者団体と連
携して取り組まれたい。

4 廃プラスチックの処理については、CO₂排出量の削減を目指し、都民、
事業者、区市町村等と連携し、サーマルリサイクルからより高度なりサイク
ルへの転換を促していくよう、積極的に取り組まれたい。

5 法で定められた処分期限等を踏まえ、PCB廃棄物の適正処理・保管対策
を進めるため、適正処理の促進及び適正管理の指導徹底について引き続き努
力されたい。

6 資源の持ち去り行為の防止や集団回収事業の維持のため、区市町村の取組
を支援されたい。

7 区と連携して焼却灰の有効利用や不燃ごみの資源化等を推進し、最終処分
場の延命化を図られたい。

8 区市町村における資源の循環や廃棄物の適正処理などを支援するため、ご
み減量化対策事業及び廃棄物処理施設整備事業に対する助成に、積極的に取
り組まれたい。

- 9 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、処理業者の第三者評価制度の普及を図るとともに、広域的監視体制を強化し、不法投棄対策を積極的に展開されたい。
- 10 首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、区市町村や業界団体と連携し、人材育成・普及啓発等について引き続き取り組まれたい。
- 11 能登半島地震の災害廃棄物について、鉄道コンテナを新造するなど、被災地の早期復興を支援するとともに、被災地へ派遣した職員の知見を活かすなど、災害対応力の向上に向けた取組を進めること。
- 12 持続可能な航空燃料S A Fについて、原料となる廃食用油の回収を区市町村や民間事業者と連携して推進するとともに、廃棄物からの製造に向けた取組を進められたい。
- 13 リチウムイオン電池の発火事故防止のため、さらなる普及啓発と事業者支援の強化を推進されたい。
- 14 再生砕石・再生骨材コンクリートの都発注での積極的な活用を後押しするなど、関係局と連携しながら、その利用を後押しされたい。
- 15 各自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬業務において、近年の労務費や物価の上昇、燃料費の高騰等を踏まえ、適切な委託料が事業者確実に支払われるよう、市長会等とも連携し、着実な改善を促すとともに、熱中症対策など働き方改革等に資する取組を支援する方策を検討し、労働環境や処遇の改善を図られたい。
- 16 再資源化事業等高度化法の施行を見据え、循環経済への移行に向けた廃棄物処理事業者における太陽光発電設備等の再資源化工程等の高度化に向けた取組を積極的に後押しされたい。
- 17 緑の量の確保に加え、生物多様性に配慮した質の高い緑の確保を推進し、

在来植物を用いた緑化等により、多様な生物を呼び戻す施策の具体化を、区市町村や民間事業者などのさまざまな主体と連携するなどして、積極的に進められたい。

18 国土保全、水源涵養、自然環境の保全など森林の持つ公益的機能を回復するため、間伐を行う森林再生事業や水の浸透を高める枝打ちを着実に推進し、花粉発生源対策にも資するとともに、荒廃が進んでいる区市町村有林を含め、針広混交林化を目指した森林の再生に取り組まれたい。

19 都内に残された貴重な自然地である保全地域の着実な指定・公有化や、そこに生息・生育する希少な動植物の保護対策などを、積極的に進められたい。

20 保全地域は都内に残された貴重な緑であるが、丘陵地に位置し、住居に接するものも多いことから、土砂災害特別警戒区域における適切な安全対策等を着実に進め、都民の安全・安心の確保に努められたい。

21 東京に残された貴重な自然地として指定した保全地域などの緑の維持管理にあたっては、意欲ある地元自治体やボランティア団体、住民、企業などと連携を図られたい。

また、小中学生など都民による自然活動体験の機会を拡充するとともに、企業をはじめ様々な主体と連携・協働することにより、自然環境を保全する人材の育成を積極的に図られたい。

22 良質な緑が一層多く創出・保全されるよう緑化計画書制度・開発許可制度を着実に運用するとともに、質の高い緑を確保した開発を促していく手法について検討されたい。

23 外来種対策や固有種・希少種保護などの取組を進め、世界的にも貴重でかけがえのない小笠原諸島の自然を、保護と適正利用との両立を図りながら、次世代に継承していくための対策を着実に講じられたい。

24 ヒアリなど人的被害を及ぼす外来生物について、区市町村の緊急的な駆除に対応できる体制の整備や、駆除に対する取組を着実に支援されたい。

- 25 多摩地域におけるニホンジカ等の野生鳥獣による農業被害や生活環境被害、生態系への影響を軽減するため、生息状況調査等を実施し、効果的な防除対策を検討されたい。
- 26 ツキノワグマについては、バッファゾーン創出などの防除対策を強化すること。また、市町村議による「東京都有害鳥獣対策議員連盟」や地元市町村等とも連携し、ツキノワグマが出没した際の住民の安全確保に向けた取組を推進するとともに、クマ出沒情報を確認できるウェブサイト「TOKYO くまっぷ」を活用した情報発信を進めること。
- 27 大島町の特定外来生物キョンについて、捕獲効率の良い方法を検討し、防除対策を一層強化して、固有植物や農作物の食害等の被害を軽減、更には根絶に向けた取組を着実に講じられたい。
- 28 利島村においては、森林病害虫エダシヤクが今後、大量発生した場合に備え、引き続き実効性のある対策を講じられたい。
- 29 都内の国立公園、国定公園など自然公園において、きめこまやかな情報提供を行うビジターセンター等の施設、自然の植生を守るための遊歩道、安全・安心な利用のための柵・橋などの整備を行い、自然の保護と適正利用の徹底を図られたい。
- 30 豊かな自然環境の保全を図りつつ、更なる利用促進・地域振興を図ることを目的として策定した自然公園ビジョンに基づき、民間事業者のノウハウも活用しながら、早期に必要な施策については対応を図られたい。
- 31 人体への影響が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）について、引き続き都民への分かりやすい情報提供に努めるとともに、大気中微小粒子状物質検討会の検討結果も踏まえ、東京の実態に即した効果的な対策に取り組まれたい。
- 32 化学物質対策については、法に基づくPRTTR制度はもとより、環境確保条例で規定した法対象外の事業者をも含めた都独自の化学物質適正管理制度や、事業者の実情に応じた水害対策に係る支援策などを着実に推進されたい。

また、光化学スモッグの原因となるオキシダントの発生を抑制するため、事業者団体とも連携し、低VOC型の設備設置に係る支援策を講じるなど、実効性の高い揮発性有機化合物（VOC）対策を推進されたい。

33 大気環境の更なる改善を図り、後世に誇れるクリーンで美しい東京をつくるため、環境確保条例に基づくディーゼル車規制などの単体規制を推進するとともに、東京都内へのNOx・PM法不適合バスの流入規制が早期に実施されるよう国に働きかけをされたい。

34 自動車からのCO₂排出量を大幅に削減するため、電気自動車などのゼロエミッションビークル（ZEV）の普及を促進する補助制度の更なる拡充や充電設備を整備するための支援を図られたい。

厳しい経営環境にある中小事業者が買換えなど低公害・低燃費車を導入する際の融資あっせん制度及びハイブリッドバス・ハイブリッドトラック導入の支援を実施されたい。

また、エコドライブの推進に向けた取組を関係団体と連携して実施するとともに、貨物輸送評価制度の評価事業者の拡大に向けた取組を実施されたい。

35 ハイブリッド自動車等の環境性能が高く、誰もが利用できるユニバーサルデザインのタクシーの普及を積極的に推進されたい。

36 新幹線や在来線の鉄道騒音、道路交通騒音及び航空機騒音の調査等に適切に対処されたい。

37 土壌汚染対策については、関係者にとってわかりやすい制度へ転換されるように国へ働きかけるとともに、中小事業者の負担軽減の観点に立って、土壌汚染対策アドバイザー派遣制度の取組及び汚染土壌を掘削除去せずに土地活用する際の費用等の支援を継続・充実するなど、事業者の個別の状況に応じたきめ細かい支援を図られたい。

38 アスベスト対策については、解体工事等の発注者や工事業者が改正大気汚染防止法に対応できるよう、法規制内容の周知を継続するとともに、工事業者への指導を徹底するなど、アスベストの飛散防止のための取組を着実に推進されたい。

- 39 フロン漏えいリスクに応じたノンフロン機器の導入支援の拡充や開発途上である大型冷凍空調機器等のノンフロン・低GWP化に加え、AIを活用した遠隔監視技術の普及拡大に向けた施策の充実を図られたい。
- 40 機器廃棄時のフロン排出削減に向けて、充填回収事業者の適正なフロン回収を促すとともに、技術力を評価する制度の構築を図るほか、フロン対策講習会を都内の公共施設などを活用して実施するなど、都民や関係者の啓発を進められたい。
- 41 東京湾の水質を一層改善するため、赤潮調査や東京都内湾の水生生物調査の実施など、実態を把握するとともに、窒素・リン等の排出抑制指導を徹底すること。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高度処理型合併浄化槽の一層の普及促進に努められたい。
- 42 魅力的な水辺空間を創出するため、水質の浄化に取り組むとともに、河川、地下水、湧水の水量確保等、水循環にも十分配慮し、関係区市町村と緊密に連携して総合的に施策を推進されたい。
- 43 2020年オリンピック・パラリンピック大会のレガシーともなる、潤いと安らぎのある都市環境を創出するために、花と緑の東京募金を活用するとともに、区市町村と連携し、生物多様性に配慮・貢献する緑化の取組を積極的に進められたい。
- 44 微細ミスト等を活用したヒートアイランド現象に伴う暑熱環境の改善に向けた取組や、過去に例のない猛暑を踏まえた熱中症対策を一層推進されたい。特に、冷房が効かない状況で仕事をせざるを得ないエッセンシャルワーカーなど、労働者に対する熱中症対策を一層強化されたい。

福祉局関係

1 高齢者の地域生活と自立への支援

- (1) ケアを必要とする高齢者が、身近な地域の中で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームの着実な整備に努められたい。
- (2) 地域支援事業が円滑に行われるよう区市町村等における取組の支援をはじめ、介護予防にかかる総合的な施策を推進されたい。
- (3) 認知症施策について、地域生活を支える社会資源のネットワークづくりへの支援や、医療機関同士、さらには医療と介護の連携体制の構築に向けた取組や、早期診断・早期対応の仕組みづくりをより一層推進するとともに、都民への認知症に関する正しい知識の普及啓発を強化されたい。
- (4) 介護保険制度における都独自の「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業」を適切に推進されたい。
- (5) 「高齢者虐待防止・養護者支援法」の趣旨を踏まえ、早期発見・迅速な対応を支援するため、区市町村や介護保険事業者等の人材育成を図られたい。
- (6) 特別養護老人ホームが介護保険制度のもとで、自立的経営を進め、サービスの向上や経営改善を図ることができるよう、「特別養護老人ホーム等経営支援事業」を着実に推進するなど、特別養護老人ホームの補助制度の充実を図ること。
- (7) 特別養護老人ホームの計画的な整備や、身近な地域での在宅サービスの基盤整備を図るため、区市町村が行う地域密着型サービス拠点の整備を促進するとともに、ショートステイや介護専用型有料老人ホームの設置促進を図られたい。
- (8) 都市部における低所得で見守り等が必要な高齢者が低額な料金で利用できる都市型軽費老人ホームの整備促進を図られたい。
- (9) 友愛実践活動や、東老連健康づくり大学校を含む老人クラブ健康教室事業など、東京都老人クラブ連合会の活動に対する助成を充実強化されたい。
- (10) 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に高齢者分野の地域福祉サービスに取り組めるよう、包括補助制度の充実を図られたい。
- (11) 地域包括支援センターが地域包括ケアの拠点としての機能を発揮できるよう、センターの機能強化に向けた区市町村の取組を支援されたい。
- (12) 高齢者の熱中症リスクを高める要因の一つである電力不足や節電については、先行きが不透明な状況であるため、戸別訪問や猛暑避難場所（シェルター）の設置など、区市町村の取組を支援されたい。

- (13) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターについては、中期目標に基づき、着実に事業を推進されたい。
- (14) 経済連携協定（EPA）に基づいて受入をしている外国人介護福祉士候補者、介護職種の外国人技能実習生、特定技能外国人及び留学生に対し、社会福祉施設等と連携し、今後も受入支援に取り組まれたい。
- (15) 介護保険施設等において、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、介護人材の確保・育成を支援されたい。
- (16) 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実に取り組まれたい。
- (17) 介護サービス情報の公表制度においては、利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法とするとともに、事業者にとっても過重な負担とならないよう、配慮すること。
- (18) シルバーパスのICカード化を早期に進めると同時に、利用実態を把握するまでの間、暫定的な措置として、現行の利用負担額20,510円を引き上げ、高齢者の社会参加を促進すること。

2 子育て環境の整備

- (1) 区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する子供家庭支援施策について包括補助により支援されたい。
- (2) 東日本大震災で得た教訓を踏まえ、区市町村における保育所等の防災対策など、子供と子育て家庭に対する安全安心確保を図られたい。
- (3) 保育所の待機児童の解消と質の向上を図るため、保育の実施主体である区市町村、さらには事業者が行う取組を広く柔軟に支援されたい。
- (4) 保育サービスの拡充に向けて、保育人材の確保・育成・定着を図る必要があるため、保育士等の就職支援や資格取得支援、保育従事職員の宿舍借り上げ支援及びキャリアアップ支援などの取組を充実するとともに、施設長がマネジメントに一層注力できるよう、事務負担軽減の取り組みを進めること。
- (5) 官民一体となって社会全体で良好な子育て環境を作り上げる機運を高めていくために必要な取組を充実されたい。
- (6) 社会全体で子育てを支えるため、特定非営利活動法人や企業が実施する様々な取組を支援されたい。
- (7) 子ども・子育て支援法等に基づく第三期計画の策定及び着実な推進を図られたい。
- (8) 企業等の次世代育成に対する取組を支援するとともに、仕事と子育ての

両立支援に対する事業主の意識付けを図るため、事業所内保育への支援を行われたい。また、区市町村が企業等と連携し事業所内保育の定員の一部を活用して待機児童解消を図る取組に対して支援を行われたい。

- (9) 教育・保育ニーズの多様化に対応するため、就学前の教育・保育を一体的にとらえ、一貫して提供する認定こども園の設置促進を図られたい。
- (10) 多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、大都市の特性に合わせた都独自の基準による認証保育所を推進するとともに、小規模保育や家庭的保育事業の充実を図られたい。また、広域的な保育所利用を可能とするため送迎ステーションを設置する区市町村の取組に対して支援を行われたい。
- (11) 認証保育所等の質の確保・向上を図るための取組を充実されたい。
- (12) 保育所等の耐震化を一層推進するため、改修及び改築に際して必要となる仮設設置の土地借料や、保育施設の非構造部材の耐震化について、事業者への支援を図られたい。
- (13) 病児・病後児保育を促進するため、地域の資源を活用したネットワークづくりや病児・病後児保育施設を活用した地域支援、地域の保育施設と連携したお迎えサービスや自治体間の広域利用による児童の受入など、病児保育事業のサービス向上に向けた区市町村の取組を支援されたい。
- (14) 学童クラブについては、都民のニーズや実施主体である区市町村の事情を踏まえた認証学童クラブ制度などにより区市町村の取組を支援されたい。
- (15) 児童相談所において、児童虐待相談に的確に対応していくため、児童福祉司など専門職員の増員を図るとともに、区市町村や保健分野との効果的な連携や、全庁一丸となった虐待防止対策の推進など、児童相談所の更なる体制強化をされたい。

また、「子供家庭総合センター」において、福祉・警察・教育の各相談機関の連携による相談機能の向上を図り、次代を担う子供とその家庭への総合的・専門的な支援を行われたい。

- (16) 医療機関における虐待対応力を強化し、児童虐待への早期発見・早期対応を行うため、医療機関における院内虐待対策委員会の立上げを促進するとともに、医療従事者の資質向上のための研修を積極的に行われたい。
- (17) 社会的養護が必要な子供について、虐待を受けたことのある子供や情緒障害等の重層的な問題を抱えた子供が増加している。これらの児童に対して、手厚い支援を行う専門機能強化型児童養護施設の拡充を図られたい。

また、民間児童養護施設での受入れが困難な、虐待による重篤な症状を持つ児童をケアするための体制整備を進められたい。

- (18) できる限り良好な家庭的環境での養育をさらに進めるため、児童養護施設が施設の小規模化を図り、グループホームの設置を進めるにあたり、職員の人材育成や児童の支援体制を強化するための体制整備の充実を図られたい。
- (19) 養育家庭委託等を促進するため、乳児院の専門性を活用した支援体制を整備するとともに、委託後の子供たちが健やかに成長できるよう、状況把握や手厚いサポートを行うため、社会的養育推進計画策定に基づき、フォスタリング機関の活用など、里親支援の充実を図られたい。
- (20) 養育家庭と並ぶ家庭養護の一形態である、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、質の確保を図りつつ、設置を促進するため、支援の充実を図られたい。
- (21) 児童養護施設等で育つ児童への自立支援を強化するとともに、施設を退所した児童が共同生活を営む場である自立援助ホームの設置を促進し、就労定着支援の充実を図るなど、より一層児童の社会的自立を促進されたい。
- (22) 児童養護施設等において、児童虐待や発達障害等の課題を持つ児童や大学進学を希望する児童が増加するなど、施設に求められる取組が時代とともに変化していることから、施設が入所児童の状況に合わせた取組を行えるよう支援の充実を図られたい。
- (23) 常時医療・看護が必要となる乳児の社会的養護における受け入れ体制を強化するため、乳児院の医療体制整備を図られたい。
- (24) 社会的養護を必要とする児童に対する安定的な支援体制を確保するため、児童養護施設等における職員の宿舍借り上げ支援の充実を図られたい。
- (25) 被措置児童等への虐待防止・対応等、権利擁護に関する取組を強化されたい。
- (26) 身近な相談窓口としての区市町村の子育て支援の機能を更に高めるため、「子供家庭支援センター」の人材育成の充実や機能強化を図られたい。
- (27) 地域における子供と家庭の支援を充実するため、パートタイム勤務等保護者の就業形態の多様化に対応する定期利用保育事業や、通院、介護、その他理由を問わないで利用できる一時預かり事業の促進を図られたい。
- (28) 虐待を受けた子供や非行の子供などをはじめとする要保護児童をできるだけ早く発見し、適切に保護するため、「東京都要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関・団体との連携を強化していくとともに、区市町村における同協議会の活用促進を図られたい。また、児童虐待防止に向けた普及啓発の取組の充実を図られたい。
- (29) 区市町村が地域の実情に応じて、ひとり親家庭に対する柔軟な支援施策

を展開するとともに、自立支援に向けた支援を充実されたい。

- (30) 女性相談支援センターの一時保護利用者の支援の充実を図り、配偶者からの暴力被害者のニーズに応えるための施策の充実を図られたい。
- (31) 地域の子育て支援の一層の拡充を図るため、地域子育て支援拠点の整備を促進するとともに、利用者支援や地域支援の実施など機能強化を図る区市町村の取組を支援されたい。
- (32) 育児不安の軽減や子供の心の安らかな発達の促進を支援するため、電話相談（小児救急電話相談）や母子保健研修など子育て支援体制の充実に努められたい。
- (33) 全ての子育て家庭に対し、妊娠期から出産・子育て期まで専門職による切れ目のない支援を行う「とうきょうママパパ応援事業」の促進を引き続き図るとともに、来年4月から国の出産・子育て応援交付金が原則現金給付となることから、区市町村の事務負担軽減に向けて、事業の再構築に取り組むこと。
- (34) 福祉・保健・医療の連携により、周産期から乳幼児期を通じ、地域全体で、要支援家庭に対し、子育て支援等の適切な支援を行い、児童虐待の発生予防・早期発見を図られたい。
- (35) 保育料の第一子無償化について、区市町村や関係団体等の理解や協力を得ながら取組を進められたい。

3 障害者の自立生活への支援

- (1) 障害者が、地域で自分のライフスタイルに合った暮らし方が選べるよう、障害者（児）施策の一層の推進を図られたい。
- (2) 障害者総合支援法について、利用者への都独自の負担軽減策の実施や、事業者への制度の周知など、法の円滑な実施に際して必要な措置を講じられたい。
- (3) 障害への理解を促進するため、広く都民に対して普及啓発を実施するとともに、障害者の差別解消に向け、必要な体制整備や普及啓発を行うこと。
また、義足や人工関節を使用している方、内部障害者や難病の方など外見から援助や配慮を必要としていることがわからない方が、「ヘルプマーク」により周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう普及啓発を図ること。
- (4) 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、障害者が安心して生活できるような基盤整備を着実に実施するとともに、特別助成を令和8年

度まで継続すること。

また、借地を活用し施設の整備を行う事業者への借地料の支援を図られたい。

- (5) 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害者分野の地域福祉サービスに取り組めるよう、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の充実を図られたい。
- (6) 入所施設に対し、施設入所者を地域移行に結びつけるための支援を行うとともに、障害者が、入所施設から希望する地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等への移行後の相談援助等に対する支援等を通じて、地域生活移行の推進を図られたい。
また、グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援すること。
- (7) 障害者が可能な限り地域で自立して生活できるよう、株式会社等多様な事業者の参入促進などにより、知的障害者の地域における生活の場であるグループホームの設置促進を図られたい。あわせて、地域のグループホーム間の連携を強化するとともに、グループホームの従事者に対し研修を実施することで、障害者に対する援助の質の向上を図られたい。
- (8) 身体上、行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行っているグループホームの体制の整備を図られたい。
- (9) 障害者が、地域において安全に暮らしていけるよう生活の場であるグループホームの防災対策への支援の充実を図られたい。
- (10) 障害福祉サービスに従事する人材を確保するため、福祉人材等の確保・定着・育成に向けた施策を充実されたい。
- (11) 就労支援機関の雇用導入期の企業へのアプローチやマッチング等のスキル向上のための支援や障害者雇用の実現に向けたステップアップとなる実習事業による就労支援機関と企業間の連携強化を行うことにより、障害者の就労支援策の充実を図られたい。
- (12) 就労支援機関と医療機関の連携を強化し、精神障害者の就労定着支援の充実を図られたい。
- (13) 就労支援協議会において関係各局や民間企業などとの連携を強化し、障害者の一般就労を推進されたい。
- (14) 就労継続支援事業所等の工賃水準の向上に対する一層の支援を図られたい。
また、受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する支

- 援や自主製品の普及・販売促進のための支援を実施するとともに、広域的な共同受注の促進を図られたい。
- (15) 就労継続支援A型事業所に対し企業的経営手法の導入を図ることで、事業所の適正な運営を支援されたい。
- (16) 「障害者（児）ショートステイ事業」や「ホームヘルプサービス事業」の拡充、特にショートステイの開設準備経費等への補助など、在宅の障害者（児）への支援を充実されたい。
- (17) 現行の障害者施策では十分に対応できていない発達障害に対して、関係機関の連携や支援機関に従事する専門的人材の育成、家族への支援など地域における発達障害者支援体制の確立に向け、体制の充実を図られたい。
- (18) 高次脳機能障害者への支援を行うため、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ること。
- (19) 障害者に対する情報バリアフリー化を図り、IT利用を促進するため、障害者のためのIT講習会・ITサポーターの派遣等を行うサポート事業を推進されたい。また、都庁内において、ICTを活用した遠隔手話等のサービスの活用を促進されたい。
- (20) 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制整備などを図られたい。
- (21) 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等とのさらなる連携強化を図られたい。
- (22) 在宅の障害児支援の充実を図るため、児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの設置促進を図られたい。
- (23) 在宅の重症心身障害児（者）への療育支援を充実されたい。また、重症心身障害児（者）施設で働く看護師の安定確保のため、看護師の育成や配置を支援する取組を実施されたい。
- (24) 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、「医療型」通所事業を拡充するとともに、身体障害者及び知的障害者通所施設を活用した「地域施設活用型」通所事業の実施を推進し、また、適切な療育環境を確保するため、区市町村に対する支援を図られたい。
- (25) 在宅の重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）の家族に対するレスパイトケアを実施している区市町村の支援を図られたい。
- (26) 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう体制の整備を図られたい。

- (27) 児童発達支援センターにおける地域支援の取組を支援し、障害児を地域で支援できるよう体制の整備を図られたい。
- (28) 精神科救急医療体制について、全ての急性期患者が病状に合わせた適切な医療を速やかに受けられるよう、今後とも施策の充実に努められたい。
- (29) グループホームの整備や、就労支援など精神障害者の福祉施策を拡充し、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るための施策を推進されたい。
- (30) 精神障害者の自立と社会参加を促進し、精神障害者福祉の向上を図るため、精神障害者保健福祉手帳による支援策が講じられるよう関係機関へ働きかけられたい。
- (31) 薬物依存者等やその家族に対して、相談から専門医療及び社会復帰までの総合的な支援体制を整備されたい。
- (32) 措置入院者等が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられるよう、都の事情を踏まえた支援を図られたい。
- (33) 長期入院患者が地域で自立して生活できるよう、円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関における退院支援のための精神保健福祉士の配置促進、精神科医療機関と地域との相互理解及び地域援助事業者等との連携強化の推進により、地域での対応力の強化を図り、病院から地域への円滑な移行を促進されたい。
- (34) 身近な地域において、精神障害者が治療を継続し、安心して地域で生活していけるよう、区市町村等と連携した訪問型支援の実施や精神疾患に関する地域医療連携体制の整備などを図られたい。
- (35) 精神科医療と一般救急との円滑な連携の構築や、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、地域の精神科医療機関の相談、受入体制を整備されたい。
- (36) 大規模災害等の緊急時において、専門的なこころのケアが迅速かつ円滑に行われるよう体制の整備を行うとともに、被災病院に入院している患者を安全に転院させる体制の整備を図られたい。

4 新たな福祉の推進

- (1) 多様なサービスの提供主体の参入を図り、競い合いを通じて質の高いサービスを提供するとともに、利用者保護・支援などにより、誰もが安心してサービス選択、利用ができるよう努められたい。
- (2) 福祉サービス利用者が、安心して、多様なサービスの中から必要なサー

ビスを主体的に選択できるよう、「福祉サービス第三者評価システム」や「福祉情報総合ネットワーク」の推進に努められたい。

また、福祉サービス利用者等への総合的な支援の充実のために「福祉サービス総合支援事業」を推進されたい。

- (3) 成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の運営を支援するとともに、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、必要な事業を実施されたい。
- (4) 「福祉のまちづくり」を推進するため、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーや、都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーに係る取組、住民参加による建築物や公園等の点検・改修等を行う区市町村に対して支援するとともに、ユニバーサルコミュニケーションに係る最新のデジタル技術を活用した情報バリアフリーの取組を促進するなど、積極的な普及啓発に取り組まされたい。
- (5) 福祉人材の確保に向けては、仕事の魅力ややりがいを積極的にPRするとともに、働きやすい職場環境づくりに向け、事業者の取組を支援されたい。また、福祉人材の育成にあたっては、政策目標達成のために緊急に取り組むべき事業の着実な推進を図るとともに、事業者が自らの責任で主体的に従事者の育成に取り組めるよう支援されたい。
- (6) 民間社会福祉施設サービス推進費補助について、施設の実態を把握し、都民ニーズに対応した補助制度とするよう配慮されたい。
- (7) 都民の安心の支えとなる社会福祉施設については、入所者等の安全確保につながる施設の耐震化について、補助事業の実施期間を十分に確保することを含め、事業者への積極的な支援を図られたい。
- (8) 老朽化した社会福祉施設等の建て替えを促進するため、さらなる都有地活用を推進すること。
- (9) 利用者の安心の確保のため、社会福祉法人が運営する施設・事業所に対する指導検査について、区市の取組を支援されたい。
- (10) 災害派遣福祉チーム（DWA T）及び災害福祉支援コーディネーターの設置等により東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を強化し、災害時要配慮者対策を推進されたい。

5 生活福祉施策の推進

- (1) 区市町村が地域のニーズに応じ、柔軟に在宅サービス等の事業を推進するための「地域福祉推進事業補助」を促進し、区市町村による地域福祉推進

を支援されたい。

- (2) 地域の中で民生委員・児童委員の活動に協力できる人材を確保できるようPRを強化するとともに、デジタル機器を有効活用して地域福祉力の向上を図るための取組を推進するとともに、高齢者の見守り相談など地域活動に支障をきたさぬよう、実費相当の活動費について増額を図られたい。
- (3) 被保護者の抱える問題の複雑化・困難化等に対応できるよう福祉事務所の体制強化に関して必要な措置を講じるよう国に強く要請すること。
- (4) 路上生活者が自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう、路上生活者対策事業について着実な推進を図られたい。
- (5) 東京都戦没者霊苑事業及び戦争犠牲者の慰霊巡拝助成事業を着実に実施されたい。
- (6) 低所得者・離職者等に対して、生活・住居・就労相談等の施策を実施するとともに、生活困窮者自立支援法の主体となる区市の取組を支援すること。
- (7) 矯正施設退所予定者のうち、高齢であり又は障害を抱え自立が困難な者等に対して、出所後ただちに福祉サービスにつなげることを目的とする地域生活定着促進事業を推進し、矯正施設退所者の社会復帰を支援すること。

保健医療局関係

1 医療提供体制の整備

- (1) 東京都保健医療計画に基づき、東京都地域医療構想の達成に向けた取組の着実な推進に努められたい。
- (2) 公立病院運営費補助について、病院の経営改革の取組を促進するため、引き続き現行制度による運営支援を行うとともに、公立病院の医療機能の強化のため、施設整備への補助を充実されたい。
- (3) 民間医療機関の療養環境の改善等を図るため、医療施設近代化施設整備費補助の充実を図るとともに、物価高騰が続き、人手不足を背景に人材紹介手数料も高騰する中、施設の老朽化が進み、民間病院の経営が圧迫されている現状を踏まえ、小児・産科・救急等の体制確保や、高齢の入院患者の受け入れ推進への支援、建築費高騰を踏まえた施設整備費補助の充実など、民間病院に対する支援を強化し、地域医療確保に取り組まれたい。
- (4) 患者が症状に応じた適切な医療を切れ目なく受けることができるよう、限られた医療資源の中で、循環器病や糖尿病など、疾病ごとに医療機関の機能分担と連携を推進し、医療連携体制の構築を図られたい。
- (5) 循環器病について、急性期医療を終えた後も医学的な管理が必要な患者が安心して療養することができるよう、その円滑な連携に必要な回復期リハビリテーション病床等の確保に努められたい。また、地域医療構想に基づき地域で不足する医療機能等の充足に向けて、病床機能の転換・増床を検討・実施する医療機関に対して、施設整備に要する経費の助成に加え、経営面や機能面等、多角的な転換支援策の充実を図られたい。
- (6) 医療機関間の連携を推進するため、デジタル技術を活用して情報共有に取り組む医療機関に対する支援の充実を図られたい。
- (7) 自宅での療養生活を希望する患者が安心して療養生活を送れるよう、区市町村における在宅療養への取組の支援や、訪問診療を行う医師の確保、病院・在宅療養に携わる多職種間での連携の推進、在宅医・訪問看護ステーションの連携促進や家族へのサポートなど、在宅療養の充実を図られたい。
- (8) がん周術期の患者などに対する口腔ケアの普及によって、口腔内合併症の予防や生活の質の向上を図るとともに、より専門的な知識を有する人材の確保・育成に努められたい。また、在宅歯科診療に必要な設備整備など在宅歯科医療の確保を図られたい。
- (9) 「東京都がん対策推進計画」に基づき、今後の高齢化の進展によるがん患

者の増加を見据えた、がん対策の一層の充実を図るとともに、緩和ケアの推進、小児・AYA世代のがん対策の充実、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援等、新たな課題に対応する施策の強化を図られたい。

(10) 医療機関情報システムにより、都民が医療機関の選択に必要とする情報提供の充実を図るとともに、国の動向を注視し、電子カルテによる医療情報の共有を推進するなど、都民が安全で質の高い医療を受けられる環境の整備を図られたい。

(11) 医療と介護の一層の連携を進めるため、地域リハビリテーション支援センターを中核とした地域でのリハビリテーション体制の構築や、介護リハビリテーションとの連携を強化するとともに、東京都リハビリテーション病院の機能強化など、リハビリテーション提供体制等の充実を図られたい。

(12) 安全・安心な医療提供体制を確保するため、院内感染の発生及び拡大防止に向けた各病院の取組を支援されたい。

(13) 高齢化の進展など、社会構造の変化に伴い今後一層の増加が見込まれる救急搬送に対応するため、東京都指定二次救急医療機関の確保や、東京都地域救急医療センターの充実に努めるとともに、高齢者や入院患者等の病態に合った搬送体制を含む二次救急医療体制の強化を図られたい。

あわせて、救急で受け入れた患者の転院先の円滑な確保に向けた取り組みとともに、入院患者等の在宅移行支援など、在宅療養患者等の容態急変等にも対応可能な、地域における医療体制の構築を進められたい。

(14) 救命救急センター等に対する運営費・整備費補助の充実を図られたい。

(15) 小児初期救急については、実施主体である区市町村が、地域の実情に即して効果的に取り組めるよう支援を充実し、都内全域での診療体制を整備されたい。また、小児二次救急医療体制については、引き続き確保に努めるとともに、救急外来において緊急性の高い小児救急患者を迅速かつ適切に治療につなげるため、トリアージシステムの導入・普及に努められたい。

(16) 救命救急センターとの連携により、重篤な小児救急患者を迅速に受入れ、治療を行う「こども救命センター」の安定的運用に努め、小児三次救急医療体制を強化されたい。また、こども救命センターからの退院を支援するコーディネーターを引き続き配置し、住みなれた地域での療養生活の実現を支援されたい。

(17) 限られた小児医療資源を効果的・効率的に活用するため、こども救命センターを中核とした一次から三次までの医療機関相互のネットワークを構築されたい。

- (18) N I C Uについては、出産年齢の高齢化に伴うハイリスク妊産婦・新生児数がいまだ多い状況等を踏まえて必要病床数を確保するとともに、地域周産期母子医療センターにM F I C Uを整備するなど、周産期医療体制の一層の充実に努められたい。
- (19) 24時間365日体制で、母体救命対応が必要な妊産褥婦を必ず受入れ治療を行う「スーパー総合周産期センター」や、都内全域を対象に搬送調整を行う「周産期搬送コーディネーター」の安定運営に努めるとともに、災害時における小児・周産期医療体制を構築されたい。
- (20) N I C UやG C Uに入院する小児患者等の在宅への円滑な移行を進めるため、患者家族が必要な技術・知識を取得する訓練等を行う在宅移行支援病床や、訪問看護事業所と連携した外出・外泊訓練等の取組み、患者家族のレスパイトケアの環境整備を支援されたい。
- (21) 周産期母子医療センターを中核として、リスクに応じた機能分担と連携を図るため、周産期医療ネットワークグループの構築を推進されたい。
- (22) 周産期母子医療センターにおいて、N I C U等の入院期間が長期に渡る小児患者を対象としたコーディネーターを配置し、早期の在宅への移行等を支援するとともに、在宅移行後、地域で安心して療養生活を送れるよう、地域の診療所を始め医療・福祉サービスが連携した支援体制の構築を図られたい。また、小児等在宅医療の推進に向け区市町村が地域の実情に応じた取組が行えるよう支援されたい。
- (23) 一次分娩取扱施設における産科救急対応力の強化を図られたい。
- (24) 周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を強化するための対策を図られたい。
- (25) 「東京都地域防災計画」に基づき、大規模災害時における円滑な医療救護活動を確保するため災害医療コーディネーター等を組み入れた広域的な関係機関の連絡体制の強化や、水害を含む発災時における電源確保策などへの支援により、災害拠点病院・災害拠点連携病院の機能強化を図るとともに、二次保健医療圏や区市町村など地域における災害時医療体制についても検証、強化する仕組みを支援・構築し、災害時医療体制に万全を期されたい。
- (26) N B C災害、大規模交通事故等が発生した場合、災害現場に出動し、その場で救命処置を行う災害医療派遣チーム「東京D M A T」を計画的に養成・確保するなど、24時間対応可能な緊急医療体制等の整備に努められたい。
- (27) 東京を訪れる外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人旅行者等への医療情報提供体制の充実に努められたい。

- (28) 「東京都医師確保計画」に基づき、確保に困難をきたしている小児科・産科等の医師について、将来にわたって安定的な確保が可能となるよう、引き続き、都の特性に合った総合的な医師確保対策を講じられたい。
- (29) 多摩・島しょの公立病院・診療所に対し、都が医師を派遣する「東京都地域医療支援ドクター事業」を着実に推進されたい。
- (30) 都内の診療所の医師に対する小児科臨床研修や地域における研修会等の充実を図るほか、指定二次救急医療機関（小児科）の医師・看護師の対応力向上を図ることにより、地域の小児医療の更なる強化を図られたい。
- (31) 看護師等養成所の運営費補助を引き続き実施するとともに、看護師修学資金貸付の充実を図るなど、看護職員養成対策の充実を図られたい。
- (32) 看護職員の離職防止・定着を図るため、地域における看護師確保の中心的役割を担う就業協力員による医療機関の業務改善などの取組支援を強化するとともに、看護師宿舎及び勤務環境改善の整備費補助など、看護職員定着に向けた施策の一層の充実を図られたい。
- (33) 島しょ看護職員の離職防止・定着を図るため、島しょ看護師定着促進事業の一層の充実を図られたい。また、島しょ町村における医療従事者の確保策への一層の支援を図られたい。
- (34) ナースバンク事業や、看護職員地域就業支援病院等における復職支援研修など、看護職員再就業対策の充実を図られたい。
- (35) 准看護師の看護師資格取得のための通信教育への支援を推進されたい。
- (36) 経済連携協定（EPA）に基づいて受け入れる予定である外国人看護師に対し、国際協力の観点から、都内医療機関及び看護師養成所と連携し、受入支援を推進されたい。
- (37) 柔道整復師委託講習会に対し、適切な助成をされたい。
- (38) 歯科技工士及び歯科衛生士委託講習会に対し、適切な助成をされたい。
- (39) 専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上のため、看護職員のキャリアアップに向けた支援を促進されたい。

2 都民の総合的な保健サービスの向上

- (1) 都保健所においては、地域における保健衛生行政の中核機関として、地域保健医療の企画・調整や健康危機管理など、広域的、専門的、技術的拠点の一層の強化を図られたい。
- (2) 区市町村が地域の実情に応じて主体的に保健医療サービスに取り組めるよう、現行の補助制度の充実を図られたい。

(3) 都民の健康寿命の延伸に向け、「東京都健康推進プラン21」に基づき、地域の実情に合わせた区市町村等の自主的な取組への支援を図るとともに、都としても効果的な施策に取り組まれない。

また、その取組の一層の充実を図るため、それを担う人材の育成を推進されたい。

(4) 20歳未満の者や妊婦に対する喫煙防止対策や、喫煙と健康についての正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、受動喫煙防止に向けた取組を推進されたい。

(5) 健康増進法に基づき区市町村が行う各種健康増進事業の一層の充実・強化を図られたい。

(6) ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療に向け、予防から治療までの総合的な施策を、推進されたい。

(7) 自殺を社会全体での取組が必要な課題と捉え、自殺念慮・未遂者への危機介入や遺族への支援、自殺問題に関する理解促進を目指した普及啓発活動など、自殺対策の総合的な取組を推進されたい。

(8) 区市町村や職域のがん検診の実施を促進するとともに、検診に従事する人材の能力向上や普及啓発の強化を通じて、検診の受診促進を図られたい。

(9) 難病認定対象疾病の拡大を、引き続き国に働きかけるとともに、都独自の難病医療費助成について適切に対応されたい。

(10) 在宅難病患者のための人材養成や訪問看護事業、一時入院事業の充実、全ての難病患者に対する難病医療ネットワークの構築を図られたい。

(11) 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う「難病相談・支援センター」について、相談体制の強化など充実を図られたい。また、難病患者に対し、就労を始めとした生活面の支援の充実を図られたい。

(12) 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時要配慮者対策を進めること。併せて、災害等の停電時における安全確保のため、人工呼吸器の電源確保を図ること。

(13) 臓器移植の普及啓発活動の一層の充実と、骨髄提供希望登録者数増加のための施策の推進を図られたい。

(14) 介護保険利用等助成事業の推進等、原爆被爆者対策の充実を図られたい。

(15) 東友会に委託している被爆者の健康指導事業について、より一層の充実を図られたい。

(16) 国民健康保険制度改革により都が新たに財政運営の責任主体と位置付け

られたことを鑑み、特別区及び市町村国民健康保険事業の健全な運営を確保するための適切な助成を行うとともに、都繰入金の交付により、適切な財政調整を図られたい。

- (17) 国民健康保険組合に対する助成については、国民健康保険組合ごとの財政状況を勘案し、適切な助成策を講じられたい。
- (18) 広域連合が実施する後期高齢者に対する健康診査に対し、引き続き必要な予算措置を講じられたい。
- (19) 平成20年度から保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導について、区市町村国民健康保険との均衡も考慮し、国民健康保険組合についても、引き続き必要な予算措置を講じられたい。
- (20) 区市町村の保険料（税）収納率向上に向けた取組を総合的に支援するため、都繰入金を活用するなど、支援策の充実を図られたい。
- (21) 保険医等講習事務委託事業の充実を図られたい。

3 多様化する健康危機への機敏な対応

- (1) 食品の安全に関する各種情報の収集や、広域流通食品・輸入食品に対する監視・検査を的確に実施し、食品による健康被害を未然に防止するための対策の充実に努められたい。また、食品表示の適正化の推進や都内流通食品等の食品中の放射性物質のモニタリング検査を継続されたい。
- (2) 食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供を推進するとともに、都民・事業者・行政の間でのリスクコミュニケーションの充実を図り、都民の食に対する安心・信頼の確立に努められたい。また、引き続き外国人に向けた情報提供の充実にも努められたい。
- (3) 食品衛生法の改正を踏まえ、事業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に対応できるよう、事業者の自主管理に対する積極的な取組を促進されたい。
- (4) 食品安全条例に基づき、生産から消費に至るすべての段階で関係局が一層連携し、食品の安全確保に努められたい。また、その運用にあたっては、危害の未然防止とともに事業者の過剰な負担とならないよう配慮されたい。
- (5) 乱用が懸念される薬物の監視強化及び青少年を対象とした普及啓発の強化など、薬物乱用防止対策の充実を図られたい。
- (6) 都民の健康と安全を確保するため、インターネットによる危険ドラッグの流通実態の把握に努めるとともに、海外流行製品を含めた規制・監視の強化を図られたい。また、警視庁や国と連携した指導・取締りの強化に加え、

- 有害性を広く普及啓発する等、危険ドラッグ根絶に向けた総合的な対策を推進されたい。
- (7) 薬局の夜間・休日対応をはじめ、薬局機能に関する情報提供の充実を図るとともに、薬剤師に対する講習会の内容を拡充し、健康相談に幅広く対応するなど、医薬分業の質的向上を図られたい。
 - (8) 医療事故防止のため、医療機関における医薬品や医療機器の安全確保対策の充実を図られたい。
 - (9) 健康食品による健康被害の未然防止を徹底するため、都民への普及啓発及び事業者指導の充実を図られたい。
 - (10) 飲用水の安定確保や衛生管理の向上のため、クリプトスポリジウムなどの病原性原虫対策を含めた簡易水道事業等の基盤強化のための施策を推進されたい。
 - (11) ダイオキシン類などの有害化学物質対策を的確に実施するため、健康影響調査等の充実強化に努められたい。また、食品中の化学物質に関する実態調査を引き続き実施されたい。
 - (12) 環境中の放射線モニタリングを継続するとともに、都民に対しわかりやすく情報提供するなど、引き続き都民の放射能に対する不安解消を図られたい。
 - (13) 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、アレルギー疾患対策を総合的に推進し、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備等、施策の充実を図られたい。また、花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図られたい。
 - (14) 動物愛護精神の涵養や適正飼養等に係る普及啓発、飼い主のいない猫対策を推進するとともに、保護した動物の新たな飼い主への譲渡を拡大し、動物の殺処分ゼロを継続するための施策の充実を図られたい。また、動物愛護管理施策の中核を担う動物愛護相談センターの機能の強化を図られたい。
 - (15) 麻しんの排除状態の維持、先天性風しん症候群の発生防止と風しん排除のため、引き続き麻しん、風しん患者の発生動向等情報の把握や関係者への情報の提供を行うとともに、予防接種率の向上並びにワクチンの安定的供給に向けた取組を進められたい。
 - (16) 新型インフルエンザの発生に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画及び都行動計画を踏まえた抗インフルエンザウイルス薬・个人防护具等の備蓄や、地域における医療連携体制の確保に努めるなど、対策を充実・強化されたい。

- (17) HIV／エイズのまん延防止のため、普及啓発活動や相談検診体制の強化を図るとともに、医療体制の確保や医療従事者の研修、療養支援体制の確保など、各種施策を積極的に展開されたい。
- (18) 結核病床が減少する状況において、結核医療が行政的医療であることを踏まえ、必要な医療体制を確保するとともに、結核り患率の改善に向け、感染予防の取組を強化されたい。
- (19) 現在定期接種化が検討されているワクチンについて早期に具体的な計画を明らかにするとともに、継続的・安定的に接種を行うための必要な財源確保を行うよう、国へ働きかけを行われたい。
- (20) 健康安全研究センターについて、新たな感染症の脅威・薬物の乱用・頻発する食中毒など様々な健康危機への対応を着実に進められたい。また、試験検査の充実強化や調査・研究の積極的推進、情報の収集解析及び発信機能の強化を図られたい。
- (21) 大気汚染医療費助成制度の運用にあたっては、引き続き患者の方々への影響に十分配慮されたい。
- (22) がんに対する都民の健康不安を解消するため、がんの発症メカニズムに関わる基礎的な研究を進めるとともに、都立病院等との連携により、早期診断、治療法の開発に係る研究を進められたい。
- (23) これまでの新型コロナウイルス感染症対策の成果等を踏まえ、新たな感染症にも対応できるよう、医療提供体制の整備や地域関係者間の連携強化等を図られたい。

4 都立病院による行政的医療等の提供

- (1) 地方独立行政法人東京都立病院機構については、中期目標に基づき、着実に事業を推進すること。
- (2) 医療環境が急速に変化する中で、都立病院が継続的かつ安定的に高水準で専門性の高い行政的医療を確実かつ効果的に都民に提供するとともに、他の医療機関等と密接に連携しながら地域医療に積極的に貢献していくため、医療体制や医療機能の充実を図ること。
- (3) 都立病院が、医療環境の変化に適切に対応し、今後も安定的・継続的に行政的医療を提供していくため、経営力の強化や経営分析力の向上に向けた取組を行い、健全な経営基盤の確立に努めること。
- (4) 都立病院が担っている役割や現場の取組等について都民に分かりやすく発信すること。

産業労働局関係

1 中小企業・金融対策

- (1) 都内中小企業の業況は、原油・原材料価格高騰等の影響を受けて非常に厳しい状況が続く、一方で、新たな事業展開等を進める事業者もある。こうした中小企業の資金繰りに支障をきたすことがないように、制度融資の預託金や信用保証料補助等について、十分な規模を確保するなど万全を期されたい。
- (2) 中小零細企業者に対する地域の金融機関と連携した新たな金融支援策について、利用者の資金需要の高まりに確実に応えられるよう十分な規模を確保されたい。
- (3) 中小企業が多様な手段により資金調達を行うことができるよう、売掛金や機械設備などの動産を幅広く担保として活用するABL制度について、利用の促進を図られたい。
- (4) 女性、若者、高齢者などがそれぞれの地域社会で起業を行う場合の資金確保を強力に後押しする創業支援制度を充実されたい。
- (5) 中小企業の経営基盤やサプライチェーンの強化に向けて、人材の価値を引き出す取組や先進的な新サービス創出への後押しなど支援策の充実を図られたい。また、多摩・島しょ地域の経済が持続的に発展できるよう、ファンドの活用により中小企業を支援されたい。
- (6) 都内各地域の特色ある地場産業が将来にわたり持続して発展していけるよう、中小企業団体等が取り組む販路開拓や人材育成などへの支援を継続して行うとともにデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的な取組を後押しされたい。
- (7) 地域の小規模企業が安定的に事業を継続し、新事業に前向きに取り組めるよう、関係機関との連携のもとに行う商工会議所等を通じた支援を強化されたい。
- (8) 取引上の地位を利用した不当な利益侵害を中小企業が被らないよう、下請企業の実情に応じた対策の充実に引き続き取り組まれたい。特に、大企業の働き方改革による下請企業へのしわ寄せを防止するための対策や下請企業への適正な価格転嫁や賃上げ支援、屋外で作業する方の猛暑対策など、中小企業の実態を踏まえ、業界団体とも緊密な連携を図り万全の備えをされたい。
- (9) 感染症や大規模災害など中小企業を取り巻くリスクが高まる中、中小企業や中小企業団体が確実に事業継続できるよう、BCPの策定支援を実施するとともに、中小企業のサイバーセキュリティ対策を一層充実されたい。また、

これらに必要な設備導入への支援に取り組むなど、中小企業の持続的な経営ができるよう万全な危機管理対策を図られたい。

- (10) 優れた技術などを持ちながら後継者不足や過剰債務等により廃業や転業を余儀なくされる中小企業が、事業承継や事業再生できるよう、M&Aの活用支援や承継を契機として、後継者が更なる経営の発展に向け意欲的に取り組むためのサポートを行うなど、実効性の高い事業承継の施策を一層充実されたい。また、創業希望者と後継者不在企業とのマッチングなど新たな取組を開始されたい。加えて、地域金融機関のネットワークを活用した事業承継を着実に実施されたい。
- (11) 展示会への出展に加えて、オンラインやクラウドファンディングなどDXによる販路開拓の取組を後押しするなど、受注機会の確保に向けた効果的な支援策の充実を図られたい。
- (12) 海外での販路開拓や事業展開の重要性が高まる中、中小企業の販路開拓に対する支援策については、海外でのオンライン展示会への出展やテストマーケティングの支援、デジタルツールを活用した情報発信力の強化、専門商社と中小企業とのマッチングを行うなどサポートを一層充実されたい。また、中小企業振興公社のタイ事務所を中心としたASEANにおける現地支援に加え、海外現地の幹部人材の育成に向けた支援策を引き続き講じられたい。
- (13) 海外進出を目指す中小企業に対し、海外戦略の策定や現地での戦略の検証に加え、海外拠点の設置支援など総合的なサポートを引き続き実施されたい。また、海外展開を目指す中小企業の情報発信力の強化を積極的に後押しされたい。
- (14) 多摩の中小企業が、先端技術を有する企業や大学、研究機関が多数集積する地域のポテンシャルを活かし、成長産業分野やゼロエミッション分野等において、より高いレベルの技術開発・製品開発に取り組むことができるよう、マッチングや参入・開発機会の創出など、中小企業と大学等との連携に向けた支援を充実されたい。また、多摩地域のイノベーションを牽引する代表的なプロジェクトを次々と生み出せるよう、より一層の支援強化を図られたい。
- (15) 技術の高度化・複雑化が進む中、都内中小企業がものづくりの力を発揮し、革新的な製品やサービスなどを創出し、脱炭素化などの社会的な課題にもつなげられるよう、大企業等で進むオープンイノベーションを活用した支援を充実されたい。また、中小企業の技術力を活用した新たな技術・製品の研究開発を後押しするとともに、新事業展開を図る中小企業の知財戦略への

支援を引き続き実施されたい。

- (16) 中小企業の競争力強化につながるイノベーションの創出、さらには事業の多角化などを図ろうとする中小企業が意欲的に設備投資を行えるよう強力に後押しされたい。また、中小企業の生産性の向上を図るために効果の高いデジタル化の支援について、小規模零細企業が着手できるきめ細かいサポートや企業戦略の策定への後押しを行うとともに、様々な企業のニーズに応じて幅広く支援が活用できるようサポートするなど、質・量ともに施策を充実されたい。
- (17) 都内の起業・創業を加速度的に促進していくため、創業時の必要経費の補助や創業の場の確保、東京創業ステーションによるワンストップサービスの提供など一層の支援強化を図られたい。また、次代を担う若者が起業にチャレンジできるよう小中学校等における起業家教育やシニア層の創業促進など、多様な層に対する支援策を引き続き実施されたい。
- (18) 成長段階のスタートアップに対する様々な課題解決の後押しや、国内外の企業等との連携などの総合的な支援、女性起業家へのサポートなどについて、東京に集う大学や民間のスタートアップ支援機関の力も取り込みながら一層強化されたい。
- (19) 多摩地域における開業率の向上に向け「TOKYO 創業ステーション TAMA」における支援を着実に進めるとともに、ものづくりベンチャーの育成など多摩地域のスタートアップの育成を図られたい。
- (20) 広域的産業交流の中核機能を担う多摩産業交流センターについて多摩地域の活性化や街の賑わい創出に向けたイベントを開催・誘致するなど、着実な運営を図られたい。
- (21) 多摩地域での大規模な生産工場の都外への転出により、その周辺地域の中小企業の集積が崩れることがないように、区市町村と連携して工場の移転や改修等に対する企業へのサポートに取り組まれたい。また、円安に伴う国内回帰の動向にも注視し、都内への立地を希望する企業への情報提供を行う企業立地相談センターのPRに取り組まれたい。
- (22) 東京全体の産業活性化の一層の推進のため、区市町村による地域産業活性化に向けた施策展開が進むよう、都内の各自治体に取り組む地域の産業力強化や社会構造の変革への対応に対する支援を着実に実施されたい。
- (23) 地域の特徴ある資源を活用した中小企業の新ビジネス創出や都市課題の解決に向けた新製品等の開発に対しては、より実効性が高まるよう、きめ細かな支援に取り組まれたい。

- (24) 大型店の出店、消費者ニーズの多様化、店主の高齢化など、商店街を取り巻く環境が大きく変化する中、商店街自らが知恵を絞り、将来を見据えた新たな取組を展開できるよう、専門家を活用した支援に引き続き取り組まれない。
- (25) 買物の場のみならず、地域コミュニティの核として重要な役割を果たす商店街が、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジできるよう、新たな商店街づくりや地域ブランド構築など、成功事例の創出に向けた計画策定からその実行までの伴走支援に取り組まれない。また、商店街の振興に向けて、商店街振興組合等の活性化やキャッシュレスをはじめとするデジタル化の取組への支援を重点的に推し進められたい。
- (26) 地域の賑わいづくりやまちの活性化など、商店街の取組を一過性のものとせず、地域の中に根付かせていくため、商店街が地域団体等と連携して実施する取組を支援されたい。
- (27) 商店街を取り巻く環境の変化を踏まえ、後継者の育成や若手・女性などの新規開業者への支援の充実に取り組まれない。
- (28) 市場規模の拡大が見込まれる医療機器産業分野への中小企業の参入促進に向けた支援に引き続き取り組まれない。また、中小企業によるIoT、ロボットなど成長分野における新技術・新製品開発を引き続き支援するとともに、高齢者や介護現場で働く人向けの製品開発に取り組む企業を支援されたい。
- (29) 日本のものづくりの原点である伝統工芸をはじめ、ファッション産業や日本食、コンテンツ産業等がより広く海外展開などを進められるよう、支援を充実されたい。また、東京の特産品や伝統工芸品などについて、ECサイトを活用し販路を拡大できるよう支援策を一層充実されたい。
- (30) 東京2020大会のレガシーを更に発展させるため、日本各地と連携した産業振興策を展開されたい。特に、全国の中小企業のビジネスチャンスの拡大に向けて、官公庁や民間企業の発注情報を幅広く提供する「ビジネスチャンス・ナビ」の更なる利便性の向上や販路拡大を支援するとともに、都内企業と全国の企業とのマッチングの機会を数多く創出されたい。
- (31) 中小企業のゼロエミッション実現に向け、普及啓発、経営戦略の策定とその実行までを経営・金融の両面から総合的に支援されたい。また、物価高騰等の事業環境の変化に対応するためのサポートを強力に進めるほか、中小企業において省エネを通じた経営改善が着実に図られるよう支援を継続されたい。

- (32) 航空機や宇宙関連、ヘルスケア産業への中小企業の参入支援の強化に加え、環境問題の解決に資する製品開発の後押しを着実に行われたい。また、産業構造の変化を踏まえ、中小企業の技術支援の中核を担う産業技術研究センターにおける企業の製品開発の後押しに着実に取り組まされたい。
- (33) カスタマーハラスメント条令の実効性確保に向けて、指針を定めるとともに、業界の実情を踏まえたマニュアル作りを後押しするなど、カスタマーハラスメントのない公正で持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進すること。

2 産業・エネルギー対策

- (1) 中小企業の省エネルギー対策へのさらなる支援に向けて、事業者が相談しやすいワンストップの窓口においてきめ細かくサポートするとともに、普及啓発にも力を入れるなど、地域の多様な主体と連携を図りながら、取組を一層推進されたい。
- (2) エネルギーの需給最適化や調整力の確保に向けて、エネルギーマネジメントを推進するための施策を一層促進するとともに、中小企業における空調をはじめとする省エネ設備導入などへの支援を充実強化されたい。
- (3) 都内の中小規模事業所のゼロエミッションビル化を促進するとともに工場の廃熱の有効活用の後押しを図られたい。また、多くの電力消費が見込まれるデータセンターについては、その省エネや高効率化に向けた取組を始められたい。
- (4) エネルギーの脱炭素化に向け、エネルギーの地産地消や地域防災性の向上にも資する、事業者による自家消費型の再生可能エネルギー発電システムや熱利用システムの導入に対する支援や系統用蓄電池の導入をより一層推進されたい。
- (5) 大規模なイベントを通じたPRや都有施設におけるグリーン水素の活用などにより、水素エネルギーの利活用を促進するとともに、幅広い場面でグリーン水素が利用されるよう、事業者の設備導入等を後押しされたい。
- (6) エネルギーの大消費地である東京において、再生可能エネルギーを用いたグリーン水素の製造に向けて、都自らが行う率先した取組を促進されたい。
- (7) 2050年の脱炭素化を見据え、グリーン製品の活用促進に加え、次世代のエネルギーとして期待できるバイオ燃料や合成燃料、SAFをはじめとする新エネルギーや再生可能エネルギーの研究開発・社会実装が進むよう、民間事業者の取組を力強く支援されたい。また、カーボンクレジット取引の活

性化に向けて、中小企業等が簡単にその売買ができる取引システムを開設し、クレジット取引の促進を図られたい。加えて、都内でカーボンクレジット創出に取り組む事業者への支援や、クレジットを活用してイベントや商品をブランディングする取組への支援を充実されたい。

- (8) 自動車などにおける水素エネルギーの利活用に向け、燃料電池自動車の普及、燃料電池バスの導入や水素ステーション整備に対する支援策のほか、燃料電池トラック等の商用車両の早期社会実装化に向けた取組を加速されたい。
- (9) 自動車からのCO₂排出量を大幅に削減するため、電気自動車などのゼロエミッションビークル（ZEV）の普及を促進する補助制度や充電設備を整備するための支援についての充実を一層図られたい。
- (10) EV車の普及に向けては一般の乗用車だけでなく、EVバスやEVトラックなど、商用用途での利用が進むよう導入を後押しする取組の拡充をされたい。
- (11) 既存のガソリンスタンドへの併設整備に向け、中小ガソリンスタンド事業者に対して、水素ステーション整備に必要な情報提供や運営のための技術力を身につけるための支援などに引き続き取り組まれたい。
- (12) 東京の中小企業の活力向上を図るため、都内中小企業との取引の後押しに向けて海外企業を誘致するとともに、大企業のノウハウや知見を中小企業が活用できるよう両社の人材交流などを後押しする取組を引き続き行われたい。

3 観光産業振興対策

- (1) 好調なインバウンド需要の更なる取込みに向け、観光地としての東京の魅力発信をデジタル技術も活用しながら強力に進めるとともに、テレビCMやオンライン広告等の媒体や屋外広告などを活用した海外向けの発信、世界有数の国際観光都市との相互PRなどを積極的に図られたい。
- (2) 世界自然遺産や東京2020大会のレガシーを活用した観光プロモーションを他自治体と共同で行うなど、全国各地の自治体と連携した観光プロモーションを推進されたい。
- (3) 東京が世界に誇る観光資源を活かしたインバウンド旅行者の誘致が促進されるよう、食やナイトタイム、江戸文化等を体験できる観光イベントなどの取組を地域団体等とも連携しながら充実するとともに、観光としての賑わいの創出に寄与する文化施設の保全や文化プログラムの実施を強力に後押しされたい。また、アニメ等のコンテンツの魅力発信を強化し、更なるインバウ

ンドの獲得に繋がりたい。

- (4) 海外競合都市とのMICEの誘致競争を勝ち抜くため、開催都市としての魅力を訴求する情報発信の強化を図りたい。また、国際会議における環境配慮の取組を推進するとともに、MICEのDX推進やユニークベニュー施設の受入環境の充実と活用促進を図りたい。
- (5) MICE受入施設の機能強化や人材育成に引き続き取り組むとともに、多摩みらいメッセでの開催など多摩地域におけるMICE誘致に向けた取組を重点的に支援されたい。
- (6) 都内各地域で特色ある観光振興を進めていく上で重要な役割を担う地域の観光団体に対し、団体の機能強化や活性化につながる取組を後押しされたい。
- (7) 観光地としての地域の魅力を高めるために、地域の自由な発想と創意工夫をより一層引き出し、特産品や旅行商品等の開発へと結びつける取組を進められたい。また、地域の特色を活かした新たな観光資源の開発を支援されたい。
- (8) 多摩島しょ地域の強みを存分に生かした滞在型旅行やアドベンチャーの体験等のコンテンツ開発の支援や、新たな旅行スタイルの提供、年間を通じて安定的に誘客できる取組へのサポートに加え、各地域の魅力を積極的に発信されたい。また、多摩地域については、交通手段の改善に引き続き取り組むとともに、観光協会や商工団体等が広域的なネットワークを作り誘客する取組を後押しされたい。島しょ地域については、島々への誘客や観光消費につながる取組を行うなど、島しょ観光の振興に向けた取組を充実されたい。
- (9) 伊豆諸島及び小笠原諸島の観光振興の効果を一層高めるため、観光施設の整備に引き続き取り組まれたい。また、マーケティングの支援などを引き続き進められたい。
- (10) 世界自然遺産登録により観光客が増加傾向にある小笠原諸島などにおいて、東京都版エコツーリズムを推進し、貴重な自然の保全と観光による地域振興を両立させる取組や自然公園を活用した観光振興を促進されたい。また、多摩・島しょ地域における環境に配慮した旅行コンテンツ開発等への支援を着実に行われたい。
- (11) 観光関連事業者が持続的に成長していけるようワンストップセンターを通じた支援を着実にを行うとともに、人手不足の解消に向けた生産性向上などの取組や新サービス等の開発を強力に後押しされたい。特に、DXの推進を図る取組やインバウンド対応力を高める取組の後押しに向けては、抜本的に支援の強化を講じられたい。

- (12) 新たな観光需要の創出のため、観光関連の団体や事業者グループが行う、旅行商品の付加価値や経営力を高める取組を開始されたい。
- (13) 高齢者や障害者の方々が不便なく安心して都内観光を楽しめるよう、先端技術を活用した観光コンテンツの開発に向けた支援や、観光ボランティアの対応力を向上させる取組、島しょ地域のバリアフリー観光整備など、ソフト・ハード両面からバリアフリー観光の推進に向けた施策を推進されたい。
- (14) 地域の観光の中核である旅館の魅力向上とブランド確立に向け、地域と連携した旅行者誘致の取組や観光人材の育成などの支援を進められたい。
- (15) 福島県の観光が風評被害により依然厳しい状況にあることを踏まえて、都として、観光振興の視点からの復興支援を継続されたい。

4 農林水産対策

- (1) 都市農業振興基本法の基本理念の具体化や東京農業の稼ぐ力の強化に向けて、農業関連施設整備に対する支援に引き続き取り組まれたい。また、農業者の高付加価値化やブランド化、販路開拓を後押しするための経営支援や設備投資について支援を一層強化されたい。さらに、都が開発した先端技術を活用した東京に適する栽培システムの普及拡大を一層推進するほか、農業改良の指導体制の確保や労働環境の改善に向けた指針の策定など、農業経営の生産性の向上を後押しされたい。
- (2) 都内での就農希望者が農業技術を着実に習得できるよう、東京農業アカデミーでの支援を拡充されたい。また、新規就農者の自立した農業経営が図られるよう、資金面でのサポートや生産の場を提供する取組を強化するとともに雇用就農の促進も図るなど、新たな農業の担い手の確保・定着に向けた取組を進められたい。
- (3) 区市町村の農地保全の取組や農家の農地整備等への支援の充実を図られたい。また、大都市東京に残された貴重な農地の減少に歯止めをかけるため、生産緑地の貸借を促進する貸し手と借り手とのマッチングや体験農園の普及、農地を長期にわたり貸し出す方へのインセンティブの仕組みを充実するなど、農地保全のための施策をより一層強化されたい。

併せて、山村・島しょ地域における農業振興を図るために、農道や灌漑施設などの農業生産基盤を強化するとともに、近年、重要性が増している獣害防止対策への支援について効果の高い取組を進められたい。

- (4) 健全な食生活を実践できる人を育てる食育やとうきょう特産食材使用店や東京島じまん食材使用店への来客促進に向けた取組を着実に実施されたい。

また、都内全域での地産地消推進に向け、東京アグリパークを活用した情報発信や学校給食などに農産物を供給する取組の拡充などを図られたい。

併せて、環境保全型農業を推進するとともに、植物防疫対策や家畜伝染病に対する危機管理対策に引き続き取り組まれない。

(5) 東京産の農林水産物の多彩な魅力を幅広く紹介し一層の消費拡大を図っていくため、ウェブサイトや交通広告などを通じた情報発信や、飲食店等での東京産食材の活用に向けた取組に加え、東京農産物を取り扱う流通事業者への支援を図られたい。また、伝統ある江戸東京野菜の生産拡大やPRに取り組むとともに、東京の特色あるオリジナル品種のブランド化に向けた支援を引き続き進められたい。さらに、トウキョウXのブランド強化に向けた支援や畜産農家の経営強化策に引き続き取り組まれない。

(6) 国際水準の認証（JGAP等）を必須とする流通事業者等が増加していることを踏まえ、認証取得に対する支援策を引き続き講じられたい。また、都市農業の特徴を加味した東京都GAPの認証取得に向けた支援や、認証農産物の認知度を高め流通を促進するための販売拡大への支援充実などに取り組まれない。さらに、花き・植木生産者等の競争力強化を図られたい。

(7) 都民の貴重な財産である東京の森林を守り、次世代に継承していくため、森林循環を促進する観点から、民間の伐採促進や森林施業の低コスト化、製材所の機械設備導入への支援を充実されたい。また、伐採・搬出など専門的な知識や高度な技術が求められる主伐事業を担う民間事業者の経営力を向上するため、技術者の技能向上に向けた取組を強化するとともに先端的な林業機械等の導入を進めるなど、将来を見据えた総合的な施策を展開されたい。さらに、森林施業の集約化・効率化に向けた取組を推進するとともに、造林・間伐などの森林整備や林道・作業道などの基盤整備を一層進められたい。加えて、森林所有者情報の精緻化に向けた取組の強化を図ることにより、適切な森林整備を推進されたい。

併せて、森林整備や木材利用を促進するための森林環境譲与税が効果的に活用されるよう、基礎的自治体の取組を着実にサポートされたい。

(8) 多摩産材の利用拡大に向け、公共施設や商業施設での利用を促進するとともに多摩産材住宅の一層の普及を図るためのポイント制度の活用を促すなど、民間需要を喚起する施策を強力に推進されたい。また、森林から伐採・搬出される丸太供給量の増加に向けて、原木市場の機能強化対策を進められたい。さらに、より多くの都民への普及促進を図るため多摩産材情報センターによるPRを強化するとともに、中・大規模な建築物における木材の活用促進に

向けて支援されたい。

- (9) 漁業経営の安定に向けて、島しょの漁業生産基盤や漁場の整備開発を推進するとともに、燃油価格高騰に対する対応に引き続き取り組まされたい。また、水産業を牽引する新規就労者の確保と技術力向上に向けた支援を充実するとともに、漁業環境の回復に向けて、サメやイルカなどの漁業被害対策を着実に実施されたい。さらに、東京産水産物の消費拡大を図るため、東京産水産物に対する安全・安心感を醸成し、その魅力を発信するとともに、海外市場における新たな流通経路の開拓や水産加工品の開発、魚価向上に向けたPRを実施されたい。加えて、漁協が行う陸上養殖などの新たな取組を支援されたい。
- (10) 水産資源の持続的な利用を推進して、将来にわたり漁業経営を維持・発展するため、栽培漁業をより一層推進するとともに、貝類の陸上養殖試験などの新たな取組を実施するほか、漁業法改正の動向を踏まえた資源管理については、漁業操業の実態を調査するなど、効果の高い方法で実施されたい。なお、その取組の実施にあたっては、漁業共済への加入を促進するなど漁業者の合意形成がしっかりと図られるよう取り組まされたい。
- (11) 内水面水産業の振興を図るため、アユが安定的に遡上するよう技術開発に取り組むとともに、河川釣り場の観光資源化等への支援や魚の遡上を阻害する水堰の土砂撤去による魚道の維持・改善に取り組まされたい。
- (12) 小笠原諸島等の海域における外国船の大規模な違法操業の発生を踏まえ、日本全体の約4割を占める排他的経済水域を擁し、国益に大きく寄与している沖ノ鳥島を含めた小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における、漁場の調査・監視、漁業操業への影響についての対応など、国等との緊密な連携のもと取組を継続し、基幹産業である水産業の振興と海洋資源の保全を図られたい。
- (13) 原材料価格の高騰等に伴う農林水産業者への支援を現場の状況を踏まえながら適切に実施されたい。

5 雇用就業対策

- (1) 中小企業で働く人材を確保する観点から、中小企業と若年求職者のミスマッチの解消に向け、効果的なマッチングや情報提供を行うとともに、インターンシップへの支援については、多くの学生や中小企業の参加が図られるようにするなど、早期から学生の企業理解を促す取組を積極的に進められたい。また、社会人としての心構えやスキルを身につけるため、セミナーと企業内

実習を組み合わせたプログラムを実施するなど、若年者の就業支援に着実に取り組まれない。

- (2) 中小企業において、若者や正規雇用転換した社員が個々の能力を存分に発揮して働き続けられるよう、転換にあわせて労働環境整備を行った企業に対する支援に取り組まれない。
- (3) 出産や子育て等を理由に離職した女性の再就職に向け、「女性しごと応援テラス」におけるきめ細かい就職支援を都内全域で展開し、充実したサービスの提供に取り組まれない。また、女性の就業を促進するためのセミナー、相談会・合同就職面接会を開催するとともに、ひとり親などの就職支援を充実するなど、多様なニーズに応じた女性の就業支援に積極的に取り組まれない。さらに、女性が職場で意欲を持って働けるよう、戦略的に取り組みたい企業への後押しや女性従業員等が相談しやすいきめ細かい相談体制の構築など、ハード・ソフト両面から女性活躍に向けた職場環境づくりを進めるとともに、女性特有の健康問題への対応に取り組まれない。さらに、女性が「年収の壁」を意識せずに働けるよう、施策を充実強化されたい。
- (4) 高齢者の希望や適性に合った就業を可能とし、これまで高齢者の方が得た知識や経験が、引き続き、社会や中小企業の現場などで活かされるよう支援を強化されたい。特に、高齢者が退職後の働き方を学べるセミナーや企業とのマッチングの取組を充実するとともに、シルバー人材センターが安定した経営を図り、今後も多くの高齢者の就労を支えていくため、センターの活性化を促進する取組を実施されたい。
- (5) 中小企業における障害者雇用の促進に向け、企業への普及啓発や個別訪問等によるサポート、障害者の正規雇用化や処遇改善を図るための支援、障害者の職場定着をサポートする取組の強化に加え、業界団体とも連携し障害者・企業の双方をサポートするイベント開催などの取組を強力に展開されたい。また、テレワークを活用した雇用に取り組む中小企業等に対する様々な支援を引き続き実施するとともに、デジタル化の進展に伴う新たな業務が期待される分野の職務開拓を進めるなど、障害者の就業機会の確保に向けた取組を一層進められたい。さらに、難病患者やがん患者が治療等の状況に応じて柔軟に働くことができ職場で活躍できるようサポートする取組について、より多くの企業の取組が進むよう支援を図られたい。
- (6) 産業構造が変化する中、環境や介護、観光や建設・運輸などの分野で早期に再就職できるよう、業界団体と連携した再就職支援を行うとともに、こうした中小企業と様々な求職者とのマッチングの機会を提供されたい。また、

- 求められるスキルや就業ニーズに応じたデジタルスキルが習得できるようDXに資するスキルの習得を積極的に後押しするなど雇用対策を強化されたい。
- (7) 人材確保に悩む中小企業に対し、採用ノウハウの付与等の集中的なサポートや支援機関と連携し各企業に最適な支援を提案するなど、中小企業の人材確保に対するきめ細かい支援に引き続き取り組まされたい。
- (8) 業界単位で人材確保や職場環境の整備を行う中小企業団体の取組に対する支援に加え、区市町村における就業推進や人づくりの取組について、引き続き、実施されたい。
- (9) 人手が不足する中小企業における外国人材の活用が進むよう、外国人の採用に関するサポートに加えて、外国人の社員に対して行う研修等への支援について充実されたい。
- (10) 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向け、国や労使団体と連携して「働き方改革」を推進されたい。都内企業がそれぞれの状況に応じて働き方の見直しに踏み出せるようサポート体制の充実などに取り組まされたい。
- (11) テレワークが普及・定着していくようテレワーク機器の導入やテレワークの導入が困難な業種の企業等に対するきめ細かな支援に加え、猛暑対策も視野に、定着に向けたフォローアップへのサポート策を着実に講じられたい。またサテライトオフィスの活用をはじめ、従業員の生産性向上に資する取組やリスクリング支援を行う事業者への後押しを充実されたい。
- (12) 仕事と介護・育児の両立を図るなどの中小企業の雇用環境整備に対する奨励金支給の取組や仕事と介護の両立に向けた企業への普及啓発と情報提供に引き続き取り組むとともに、従業員に介護休業を取得させた企業への支援の充実を図られたい。さらに、育児休業取得を促進する企業の職場環境整備を推進するとともに、男性の育児休業の取得を後押しするインセンティブ制度や機運醸成の充実に取り組まされたい。
- (13) 勤労者の雇用の安定を図るため、労使双方に対する労働教育事業や労働相談や職場におけるメンタルヘルス対策を引き続き実施されたい。また、カスタマーハラスメントの防止を推進するため、個人店やタクシーなど小規模事業者の実態に応じた対策への支援も含め、条例に盛り込まれた財政上の措置や相談体制の構築など、事業者や業界の支援に着実に取り組まされたい。
- (14) 地域の産業や求人ニーズに的確に対応した人材を公共職業訓練により着実に育成できるよう、訓練の内容や最新設備の導入、施設更新を図られたい。また、高校中退者向けの訓練をはじめ、建設・ものづくり人材の育成、育児中の女性の再就職を支援する訓練を引き続き進められたい。さらに、非正規

社員の方がデジタルスキルなどを習得して正規雇用キャリアチェンジできるよう後押しするなど、従業員のスキルアップへの後押しについて支援の充実を行われたい。

- (15) 技能者の社会評価を高め、若者が自ら進んでものづくりを目指すよう技能尊重の気運を幅広く醸成していくため、日本各地と連携し、匠の技や製品を幅広く発信する大規模なイベントを開催するとともに、民間の職業訓練による技能向上やものづくり教育の推進を図るなど、ものづくりの団体とも連携を図りながら取り組まれたい。また、中小企業で働く技能者のスキルアップを図るため、職業能力開発センターを活用した能力向上の訓練などを引き続き実施されたい。

中央卸売市場関係

- 1 2040年代の中央卸売市場の姿と持続可能な市場経営の実現に向け、開設者である都の強いリーダーシップのもと、市場業者と緊密に連携して、経営計画で掲げた取組を着実かつスピード感をもって推進されたい。
- 2 市場を取り巻く環境が依然として厳しい中、中央卸売市場の運営を持続可能なものとしていくため、喫緊の課題でもある、物流効率化や市場取引を支える人材の確保等も含めた市場業者の経営基盤強化に向けた取組への支援など、経営支援策の実効性をさらに高め、活力ある市場づくりに努められたい。

また、日々の市場業者の活発な取引を支えるため、警備・清掃など取引を間接的に支える民間事業者との連携も含め、持続可能な市場施設の管理運営体制の一層の構築に向け、取り組まれたい。
- 3 中央卸売市場が基幹的なインフラとしての役割を着実に果たしていくため、公平・公正な取引環境を確保し、産地や実需者等からの信頼を得るとともに、豊洲や大田といった大規模市場だけではなく、地域の流通を支える全ての市場にも目を配り、市場業者や実需者のニーズに対応できるよう、施設の計画的な維持更新や、各市場の特徴等を生かした施設整備を進められたい。

また、社会的課題である環境負荷の低減に向けて、市場業者の理解と協力を得ながら、しっかりと取り組まれたい。
- 4 豊洲市場については、輸出を含むより活発な取引に向けた積極的な情報発信や、「豊洲 千客万来」と一体となった賑わいの創出などを通じ、さらなる魅力の創出やブランド構築に努めるとともに、市場業界との密接な連携のもと、円滑な運営にしっかりと取り組まれたい。
- 5 食肉市場については、と畜作業を支える土台となる施設の老朽化への計画的な対応やHACCP対応をはじめ輸出対象国の拡大に向けた取組を行うなど、引き続き食の安全、安心の確保や販路拡大により、都民に安定的な食肉供給を図っていくために必要な措置を講じられたい。

また、食肉市場の将来を見据え、サプライチェーンの中で求められる機

能について、市場業者とともに検討を進めていただきたい。

- 6 市場経由率の低下、生鮮食料品等の消費量減少等を踏まえ、取扱量等の増加など、活発な取引につながるよう、産地や実需者・消費者に対し、市場流通の利便性等のメリットや、卸売市場が果たす役割について積極的に情報発信を行われたい。
- 7 多摩地域の地方卸売市場については、都民生活を支える公共的役割を踏まえつつ、施設整備費補助制度等の充実を図り、生鮮食料品の安定的な供給に努められたい。
- 8 市場会計が市場業者の使用料収入などによって賄われていることを踏まえ、市場業者の経営に配慮をしながら、強固な財務基盤を構築し市場の健全な運営を確保していくため、都による内部努力の徹底をはじめとしたコスト縮減、財産の有効活用などに加え、収入確保に向けたあらゆる検討等に向け、市場業者との対話を重ねられたい。

建設局関係

1 安心で暮らしやすい社会の実現

年超過確率 1 / 20 規模の降雨に加え、近年発生している 1 時間 100 ミリを超える局地的かつ短時間の集中豪雨にも対応するため、中小河川の護岸、調節池等の整備を一層推進するとともに、既設の調節池を連結した広域調節池による調節機能の流域間相互融通など、効果的な対策を実施することで、水害の早期軽減を図りたい。

また、令和 5 年に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」に基づき、将来の降雨量増大などに対応可能な河川施設整備の実現に向けた取組を推進されたい。

- (1) 区市町村と連携した水害情報の提供など、ソフト対策も含めた総合的な治水対策を推進されたい。
- (2) 東部低地帯において、地震・津波等による水害から、都民の生命や暮らしを守るため、河川施設整備計画（第二期）に基づき、水門や堤防等の河川施設の耐震・耐水対策を着実に推進されたい。

また、隅田川や中川などで、大地震に対する安全性を高め、都民が河川と身近に触れあえるスーパー堤防やテラスの整備を推進されたい。

- (3) 平成 25 年 10 月の台風 26 号による甚大な土砂災害が発生した大島町において、引き続き中長期対策を着実に実施されたい。

また、土石流やがけ崩れの危険が高い箇所について、土砂災害警戒区域等に指定し、砂防ダムや法面防護など土砂災害防止施設を整備されたい。また、地元区市町村と連携して、危険箇所の住民への周知や避難体制の整備など、ソフト・ハードの連携した対策を推進されたい。

- (4) 延焼遮断帯を形成するなど、防災上、整備効果の高い都市計画道路である木造住宅密集地域の特定整備路線について、地権者や居住者への生活再建支援策の充実ときめ細かな対応を図り、事業を推進されたい。
- (5) 道路の無電柱化を積極的に推進し、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図り、安全安心で魅力ある東京の早期実現に向け、整備促進を図られたい。あわせて、面的な無電柱化を推進するため、区市町村が施行する無電柱化事業について、財政的支援を図り、都内全域で無電柱化を推進されたい。
- (6) 災害時に救出・救援活動の拠点となるよう、非常用発電機や夜間照明など、避難場所としての施設整備を充実し、都立公園の防災機能のさらな

- る強化を図られたい。
- (7) 地震災害に備えて、緊急輸送路の確保や橋梁補修など、災害に強いまちづくりと防災体制の充実強化に万全を期されたい。

2 国際競争力と経済活力の強化

- (1) 東京が世界で一番の都市として日本を牽引し続けるために、道路など都市基盤施設の早期整備は不可欠であり、基盤整備に必要な財源である補助金・社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の都市基盤整備の財源を安定的かつ継続的に確保し、東京に必要な額を確実に措置するよう、国に対して強く働きかけられたい。
- (2) 高速道路料金については、環状道路の利用促進、利用者の負担軽減など、首都圏を一体的にとらえ、道路ネットワークを最大限に利活用し、利用者にとっても効率的で利用しやすい料金体系を、国策として実現するよう、積極的に、国に要請されたい。
- (3) 防災機能の強化にも寄与し、都市づくりの基本となる道路整備については、都市の骨格を形成する幹線道路、地域幹線道路、山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備をそれぞれ推進されたい。
- 特に、放射第 25 号線や環状第 4 号線など区部の放射・環状方向の道路や、府中所沢・鎌倉街道線など多摩の南北方向の道路、新青梅街道や南多摩尾根幹線など多摩の東西方向の道路等を重点的に整備促進されたい。
- (4) 東京外かく環状道路については、事業推進に必要な事業費を確保し、早期整備に向け工事の安全性に十分配慮しつつ、事業の推進を国などに強く求めるとともに、都においても引き続き用地取得を積極的に進めるなど必要な協力を行われたい。
- (5) 地域分断の解消や交通渋滞の緩和に多大な効果のある道路と鉄道の連続立体交差事業については、西武新宿線や京王京王線、京浜急行本線などの整備を促進されたい。
- また、その他の踏切対策として、道路の立体交差化を推進し踏切の解消を積極的に図られたい。
- (6) 道路交通の安全確保のため、歩道整備や交差点改良、道路標識等の整備を促進されたい。
- 特に、交通渋滞の解消に効果の大きい「交差点すいすいプラン」については、さらなる整備促進を図られたい。

3 魅力ある都市づくり

- (1) 緑化については、都民に憩いや潤いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象の緩和などに資するものであり、緑豊かな世界一美しい東京の実現を図るため、篠崎公園や神代植物公園などで都立公園の造成を推進されたい。
- (2) 恩賜上野動物園をはじめとする動物園等について、「都立動物園マスタープラン」に基づき、魅力向上を目指し、各園の特色を生かした展示施設の充実を図るとともに、飼育支援、繁殖機能を強化するための施設の整備などを進められたい。
- (3) 区部霊園の再生整備や無縁墳墓の改葬整理を推進されたい。
- (4) 都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するため、交通管理者や区市町村と連携し、都道だけでなく、国道や区市町村道と一体的に整備を図られたい。
- (5) 交通量の増大や車両の大型化に伴う路面の破損、亀裂などによる騒音、振動を防止するため、路面補修の充実を図るとともに、債務負担行為を活用して工事の平準化を図られたい。
- (6) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装、保水性舗装や騒音低減により効果のある二層式低騒音舗装などの環境対策型舗装、街路樹などの道路緑化や水辺空間の緑化について積極的に推進し、良好な都市環境の創出を図られたい。
さらに、夏季の木陰確保や魅力ある都市景観の創出を図られたい。
- (7) 幹線道路沿いの生活環境保全を図るため、遮音壁などの防音施設の整備を図るとともに、緩衝建築物助成や防音助成など、沿道住民への環境対策の充実を図られたい。
- (8) 隅田川を中心として、テラスの連続化や照明施設の整備など、にぎわいあふれる水辺の創出に向けた取組を展開されたい。

4 都市基盤の適切な維持管理

- (1) 道路、河川、公園など都市基盤施設について、安全・安心の確保や快適な都市空間の提供など、施設本来の機能を十全に発揮させるとともに、良好な状態で将来世代へ継承していくことができるよう、適切な維持管理・更新に努められたい。
あわせて、債務負担行為を積極的に活用し、計画的、効果的な維持管理を実施するとともに、工事発注の前倒しと平準化を図られたい。

- (2) 橋梁やトンネル、地下調節池や分水路などの維持管理に当たっては、更新時期の平準化や費用の低減を図るため、予防保全型の管理を推進し、効率的な維持管理や施設更新に努められたい。

5 市町村支援など

- (1) 地域にとって重要な多摩の道路整備について、地元市と協力して、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業により一層の促進を図られたい。
- (2) 多摩・島しょ地域のまちづくりを推進するため、市町村が施行する道路整備や公園整備などの土木事業に対する補助を充実されたい。
- (3) 公共事業の施行により移転を余儀なくされた関係権利者に対し、移転資金の貸付、代替地の確保、公営住宅の斡旋など、生活再建のための施策を推進されたい。

特に、木造住宅密集地域における特定整備路線については、引き続き民間の専門事業者を活用した相談窓口の設置や移転資金貸付金の金利優遇などの特別な支援策を講じられたい。

港湾局関係

- 1 首都圏の産業と生活を支える東京港の機能強化を図るため、新たなコンテナふ頭の整備、既存コンテナふ頭の再編及び内貿ユニットロードふ頭整備などを進めるとともに、道路ネットワークの強化やふ頭周辺の交通混雑対策など物流効率化に向けた取組を推進されたい。
- 2 国内外の主要港と同様、2隻の客船が同時に寄港できる体制を確保するなど、首都東京の海の玄関口にふさわしい客船ふ頭を整備されたい。また、積極的な客船誘致に取り組まれたい。
- 3 地震・津波・高潮などの災害から都民を守るため、水門・防潮堤等の耐震強化や気候変動への対応など、海岸保全施設の早期整備を推進されたい。また、発災時における応急対策活動の要となる緊急輸送ルートを確保するため、道路の無電柱化や防災船着場整備に取り組まれたい。
- 4 汚泥しゅんせつの継続的な実施など、運河の環境対策に取り組むとともに、干潟などの自然環境の保全や、臨海地域を緑の拠点とするために、都民が憩い、安らぎ、楽しむことができる空間として引き続き海上公園の整備を推進されたい。
- 5 水辺の賑わいを創出するため、水辺に親しむことができる地域の観光拠点を舟運で結ぶ取組を進めるとともに、船着場周辺地域との連携を図るなど、舟運を活性化されたい。
- 6 東京港における最後の廃棄物処分場である新海面処分場については、埋め立て容量の増大やしゅんせつ土砂の広域利用等による延命化を図るとともに、引き続き護岸整備に取り組まれたい。
- 7 臨海副都心の開発に当たっては、デジタルテクノロジーや環境技術による先進的な取組を行うなど、快適で賑わい豊かな魅力あるまちづくりのモデルとなるよう取り組まれたい。

- 8 島しょ住民の生活の安定や産業の振興を図るため、島しょの港湾・漁港・空港などの整備を環境に配慮し、推進されたい。また船客待合所の建替えなど、海と空のみなとまちづくりに取り組まれたい。
- 9 島しょにおいて、海岸保全施設や緊急輸送用岸壁、無電柱化の整備等による防災対策の取組を強化されたい。
- 10 本土と島しょ間の交通の確保や島しょ住民の生活の安定を図るため、離島航路・航空路補助及び海上貨物運賃補助等の充実を図られたい。
- 11 東京港、臨海部、島しょ地域において、それぞれのエリアの特性を踏まえた脱炭素化を強力に推進されたい。
東京港においては、水素を燃料とした荷役機械の実装といった先駆的取組を展開するとともに、排出量の多くを占める民間事業者の脱炭素の取組みを後押しするなど、さらなる脱炭素化に取り組まれたい。

交通局関係

1 地下鉄関係

- (1) 経営の基本である安全対策に万全を期するとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立されたい。
- (2) 東日本大震災の教訓を踏まえた地下鉄の構造物の耐震補強を着実に進めるとともに、近年、激甚化、頻発化する豪雨災害に備え、浸水対策の一層の強化を図るなど、災害対策を一層推進されたい。
- (3) ホーム事故「0」を目指す取組として、地下鉄駅におけるホームと車両の段差・隙間の縮小を進められたい。
- (4) 地下鉄構造物の長寿命化を図るため、予防保全の考え方に立った管理を推進されたい。
- (5) 駅や車内における巡回警備の強化など、地下鉄におけるテロ・防犯対策の強化を図られたい。
- (6) 駅や車両にLED照明を導入するなど、環境に配慮した取組を推進されたい。
- (7) 高齢者、身体障害者をはじめ、だれもが使いやすい駅とするため、地下鉄の乗換駅などへのエレベーターの整備を推進されたい。
- (8) 駅のトイレについて、出入口の段差解消、温水洗浄便座の設置などの取組を計画的に進められたい。
- (9) 各車両へのフリースペースの設置や多言語対応の液晶モニターによるわかりやすい案内表示など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた車両の導入を進められたい。
- (10) 品川駅周辺地域のまちづくりと整合を図りながら、隣接市街地の整備と一体的に泉岳寺駅の大規模改良に取り組まれたい。

2 バス関係

- (1) ソナーセンサーの導入拡大など車両の装備の改善や、外部の専門機関による研修の実施など、安全対策を着実に推進されたい。
- (2) ゼロエミッション東京の実現に向けて、バス営業所への水素ステーション整備を進め、燃料電池バスを運行するほか、大都市におけるEVバス導入モデルの構築に向けた取組を進められたい。また、バス停留所にLED照明を導入するなど、環境に配慮した取組を推進されたい。
- (3) 老朽化した上屋の更新やベンチの設置など、停留所施設の維持・改善を实

施されたい。

- (4) 乗客潮流の変化を的確に捉え、地域における公共交通ネットワーク全体の利便性や効率性が高まるよう、路線やダイヤの設定を行うとともに、増収対策や経営資源を有効活用した更なる経営の効率化に一層努力されたい。
- (5) 路線バス事業の安定的継続に向けて、乗務員確保の取り組みを充実・強化するとともに、自動運転の実装についても、国や関係局と連携して取り組まされたい。

3 軌道関係

経営基盤の安定化を図りつつ、施設や設備の適切な維持管理や更新などを進め、安全輸送基盤の充実に努めるとともに、地域の活性化に寄与されたい。

4 新交通関係

地域との連携を強化しながら、昼間の乗客誘致などの増収に努め、事業経営の早期安定化を図るとともに、引き続き、混雑対策を推進されたい。

5 多摩地域への都営バス等公営交通機関の導入を検討されたい。

6 各事業共通

- (1) 経営効率化にあたっては、安全との両立を図るため、政策連携団体等も活用しながら、適切に取り組まされたい。
- (2) 公営企業としての経済性発揮と公共性に配慮しつつ、資産の有効活用など関連事業を推進されたい。

水道局関係

- 1 将来にわたる安定した水源を確保するため、利根川・荒川水系における利水・治水対策の推進について、国に要望するとともに、小河内ダムについても将来に渡り健全な状態で引き継いでいくため、予防保全対策を着実に実施されたい。
- 2 良好な水道水源林を育成し、次世代に継承していくため、森林の保全管理や購入した民有林の再生、都民や企業と連携した森づくりの取組などを計画的に推進されたい。また、より多くの都民に水源地保全の重要性を理解していただくため、水源地の魅力や水源地保全の取組について、幅広く発信されたい。
- 3 現在及び将来にわたる安定給水を確保するため、浄水場の更新に当たっては、予防保全型管理による施設の長寿命化や、水道需要等を考慮した施設規模のダウンサイジングにより、支出の平準化や抑制を図るとともに、財政ルール確立に係る国への提案要求などの取組を推進されたい。また、導送水管の二重化・ネットワーク化、給水所の新設・拡充及び水道管路の耐震継手化の重点的・優先的整備などを引き続き推進されたい。
- 4 多摩地区水道が強靱で信頼される広域水道へと更なる進化を遂げられるよう、市町域を越えた配水区域の再編を行い、それぞれの地域特性に応じた施設整備や配水本管の二系統化、ネットワーク化、隣接区域を結ぶ連絡管の整備などに、計画的に取り組まれたい。また、風水害対策として、リスクの高い箇所について、優先的に対策を進められたい。
- 5 貴重な水資源の有効活用を図るため、私道内給水管整備及び漏水防止作業を推進されたい。また、長期不使用給水管の整理を進め、漏水リスクを回避し、給水環境の適正化を図られたい。
- 6 安全でおいしい高品質な水を供給するため、水質監視体制の充実及び浄水処理技術の向上を図るとともに、河川水質の保全について、人の健康に影響を及ぼす化学物質に関する排出規制の強化や下水道の整備促進、農薬の適正使用に関する指導の強化などを国に強く要望されたい。

- 7 浄水場で作った安全でおいしい高品質な水がそのまま蛇口に届くように、貯水槽水道の適正な管理に向けた取組を行うとともに、貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに伴う増径工事の水道局施行など直結給水方式の普及促進に向けた取組を推進されたい。
- 8 首都直下地震や激甚化する風水害等に備え、被害が大きいと想定される地域などにおいて優先的に管路の耐震化を行うとともに、河川横断管路の対策強化、漏水の発生リスクが高い管路の解消や、浄水場における発電設備の整備、私道内給水管の整備など、強靱で持続可能な水道システムの構築に向けた取組を推進されたい。
さらに、浄水場などの重要施設における、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃をはじめとしたテロへの対処に万全を期して取り組まされたい。
- 9 高品質な水道水を都民に理解・実感してもらうため、水質に関する情報を分かりやすく、積極的に発信するとともに、残留塩素の適正な管理等による、高品質な水道水の提供に努められたい。
- 10 都民に水道への理解を深めていただくため、水道施設を見せるツアーや水道工事を活用したイメージアップ、水道キャラバンなどの取組を推進するとともに、スマートメータの導入など新技術を積極的に活用し、都民の利便性の向上に努められたい。
- 11 水道事業から発生する環境負荷の軽減を図るため、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー等の活用を推進するとともに、ゼロエミッションビークルや電動バイクを積極的に活用し、脱炭素社会の実現にも貢献されたい。
- 12 節水諸施策を引き続き推進し、節水型都市づくりに努められたい。
- 13 世界の水問題の解決に貢献するため、東京水道の事業運営ノウハウの活用による人材育成を図るとともに、国内外の関係者との連携を強化し、東京水道と日本企業の技術を活用した国際展開を積極的に推進されたい。あわせて、国内の他の水道事業体における人材育成や事業運営に協力されたい。

- 14 若手・女性社員の定着に向けた職場環境整備や実務研修等の開催など、水道工事業者の担い手確保や技術力向上に資する取組を推進されたい。
- 15 公共性と効率性を両立させた責任ある経営を実現するため、東京水道グループ内のガバナンスを機能させていくとともに、業務の質を向上させ、相互連携を強化するなど、都民の信頼と付託に応えるべく、政策連携団体との公正かつ適正なグループ経営を推進されたい。
- 16 一層の経営努力に努めるとともに、経営手法の多様化に積極的に取り組み、利用者である都民の理解を得ながら、水道事業経営の一層の効率化に努められたい。
- 17 国庫補助の拡充を国に強く要望するとともに、効率的な事業運営の推進、財政の安定化に引き続き努められたい。
- 18 工業用水道事業の清算については、利用者支援を着実にを行い、企業活動等を安心して続けられるよう努められたい。また、工業用水道管の撤去にあたっては、安全対策及びコスト縮減を推進するよう努められたい。

下水道局関係

- 1 「東京都下水道事業経営計画2021」に掲げた目標の達成に全力で取り組み、都民サービスの一層の向上と経営の効率化を図られたい。
- 2 老朽化した下水道施設の更新に併せて、雨水排除能力の増強や耐震性の強化など機能の向上を図る再構築について、計画的・効率的に推進するとともに、次期下水道整備計画の検討を着実に進められたい。
- 3 近年の激甚化・頻発化する豪雨状況や気候変動の影響などを踏まえ、1時間75ミリ降雨を目標整備水準とし、浸水リスクの高い地区を重点化して施設整備に取り組むなど、浸水対策を着実に推進されたい。また、複合災害等により水害が発生した場合においても揚水機能等の下水道機能を確保するため、施設の耐水化の強化に取り組むなど、強靱化を推進されたい。
- 4 能登半島地震では、大規模な液状化が発生し、下水道の復旧には長期間を要した。都においては、下水道管とマンホールの接続部の耐震化、マンホール浮上抑制、目地ずれによる下水道への土砂流入防止、震災時における必要な電力の確保など、震災対策の一層の強化に努めるとともに、開発した技術を全国自治体にも幅広く展開されたい。
- 5 東京湾など公共用水域の水質をより一層改善し、豊かな水辺環境の創造に資するため、合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を推進されたい。
- 6 アースプラン2023に基づき、2050年温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭素社会の実現に向け、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量をより一層削減されたい。
- 7 道路陥没などを未然に防ぎ、下水道機能を安定的に確保するため、維持管理の充実に努められたい。
- 8 富士山噴火の際には、降灰により下水道の流下機能が阻害される可能性があるため、降灰時の対策の強化を図られたい。

- 9 汚泥に含まれる「りん」の資源化や施設の上部利用等、下水道が持つ資源・空間等の有効利用を図られたい。
- 10 多摩地域の公共下水道事業を実施する市町村への技術支援の充実と財政支援により、地域全体の下水道事業の強化及び持続的な運営に努められたい。
- 11 多摩地域の多くは分流式下水道であり、雨水が污水管に流れ込む雨天時浸入水の防止に向けて、発生源の調査を含め、豪雨対策を強化されたい。
- 12 水再生センターの運転管理への包括委託の実施にあたっては、災害時の対応も含め、都が有する技術力の継承を図りつつ、都民生活を支える下水道サービスの更なる向上に努められたい。あわせて、センター間の連絡管によるバックアップ体制の構築、維持管理を進められたい。
- 13 都民一人ひとりが下水道事業の役割を実感し、関心を持てるよう、積極的な広報活動を図られたい。
- 14 デジタルトランスフォーメーションの取組を推進するなど、将来的な課題を見据えた技術開発に計画的に取り組むとともに、下水道局が保有する現場の技術力の確保・継承に努められたい。
- 15 下水道ニーズの高い国や地域の課題解決に寄与するとともに、日本の産業力強化に貢献するため、下水道事業における国際展開を着実に推進されたい。
- 16 国と東京都の実務者協議会の場などを活用し、国に対する財政措置等の要望活動を強化するとともに、コスト縮減や資産の有効活用など企業努力を行い、健全な財政運営に努められたい。

教育庁関係

1 児童・生徒の健全育成の推進

- (1) 児童・生徒の健全な育成を図るため、専門性の高いスクールカウンセラーを引き続きすべての公立小・中・高等学校に配置するとともに、経験豊富なスクールカウンセラーを拠点的に配置することによる学校のカウンセリング等の機能や教育相談センターにおけるいじめ相談などの教育相談事業の充実を図られたい。
- (2) 福祉的な支援を必要とする状況に対応し、児童・生徒の健全な育成を図るため、スクールソーシャルワーカーの区市町村への配置拡充を推進し質の向上を図るとともに、小・中学校同様、都立学校においてもスクールソーシャルワーカーの活用を推進されたい。
- (3) 不登校の子供への対応を行うチャレンジクラスや不登校対応巡回教員、校内別室指導の取組を拡充とともに、バーチャル・ラーニング・プラットフォームなどネットを活用した支援策など、不登校対策の充実強化に努められたい。
- (4) 家庭における教育力を高め、非行や不登校などの問題行動に的確に対応するため、学校と家庭の連携を促進する施策の推進を図られたい。
- (5) 上記の取組を含め、いじめや不登校・中途退学の未然防止・解決に向けて、区市町村や関係機関と連携し、総合的な対策の推進を図られたい。
- (6) 東京の子供達の豊かな人間性を培い、規範意識を高めるため、都独自の教材集の活用等により、道徳教育の充実を図られたい。
- (7) インターネット・SNS等の適正利用の周知を図るとともに、子供達が安全に安心してインターネット等を利用することができる環境をつくるための施策を推進されたい。
- (8) 都立学校における生徒や教員の生成AIの活用を拡大するとともに、全ての子供たちがAIリテラシーを身につけるための教育を推進されたい。
- (9) 子供の自殺予防に向けて、学校の相談機能や関係機関と連携した支援体制を充実するとともに、子供が自ら対処できる力を育むための取組を推進されたい。
- (10) 様々な悩みを抱える子供たちが安心して利用することのできる、SNSをはじめとした多様な相談の窓口を充実されたい。

2 高等学校教育の充実

- (1) 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラムに基づき、新たな課題に対し、

集中的に取り組まれない。

- (2) 都立高校における難関国公立大学や医学部等への進学を目生徒の進路実現のため、進学指導を一層充実させるなど学力の向上を図る施策を積極的に推進されたい。
- (3) 我が国の高度成長を支える理数系分野の幅広い視野を有する人材を育成するため、都立高校において、高度な理数に係る探究活動や先端企業・大学等との共同研究など、理数教育の充実を図るとともに、都立立川高校「創造理数科」において、新しいイノベーションを生み出すことのできる人材を育成するため、文理融合の先進的な取組を推進されたい。
- (4) 都立普通科高校において、実社会で活躍できるスキル習得を促進するため推進校を指定し、外部講師を活用した英語やPCスキル等に係る講座を引き続き実施されたい。
- (5) 将来の我が国を牽引する若者を育成するため、都独自の仕組みによる都立高校生の海外留学を支援する事業を充実するとともに、国際バカロレアの取組等による海外大学への進学や海外からの留学生の積極的な受入、海外学校間交流を支援する仕組みづくりなど都立高校生が直接海外を訪問し、国際交流を行う機会を拡大し、国際社会で活躍する人材を育成する施策を推進されたい。
- (6) 都立学校の老朽校舎の改築、大規模改修などを計画的に進めるとともに、都立学校施設における非構造部材の耐震化など、生徒や都民の安全に配慮した対策に取り組まれない。
- (7) 都立高校生が、実社会での経験を通じて働く上での基本を身に付けることができるよう、就業体験活動等の自立意識を醸成する取組を推進されたい。また、発達障害のある生徒に対し、卒業後の進路を見据え、より適切に社会性を身に付けられるよう専門人材による指導を充実されたい。あわせて、若者の就労支援を推進する観点から、実効性ある中途退学対策を推進されたい。
- (8) 東京都の産業界を支えるものづくり人材育成のため、インターンシップの推進や工科高校の設備やノウハウを活用した小中学生向けの体験機会を引き続き提供されたい。また、工科高校において、社会に出て役立つ「ものづくり」の資格取得を支援するとともに、「Society5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project」に基づき、企業や研究機関等と連携したIT等の先端技術の学習など、ものづくり教育の充実に一層努められたい。
- (9) 都立高校生が正しく日本の歴史を学ぶことで、日本人としての自覚と誇り

をはぐくむため、都立高校における必修化した日本史の指導の充実を図られたい。

- (10) 生徒が自ら課題を発見し解決する「探究的な学び」に取り組めるよう、都立高校同士がつながりながら一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図られたい。
- (11) 生徒が社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断することができる力を育成するため、主権者教育を推進されたい。
- (12) 都立高校における授業料支援の所得制限の撤廃を引き続き実施されたい。

3 特別支援教育の振興

- (1) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画に基づき、増加している児童・生徒数に対応した特別支援学校の適正配置に向け、学校の新築や増改築をはじめとして、多様な方法を用いた迅速で効果的な対応策により、教育環境の充実に取組まれたい。
- (2) 障害に基づく種々の困難の改善・克服のための学習活動や、個別指導計画に基づく指導など教育内容の充実に努められたい。
- (3) 企業への就労と職場への定着を促進するための支援や職業教育の充実に向け、積極的な施策推進を図るとともに、児童・生徒の自立と社会参加を促す諸事業の推進に努められたい。
- (4) 聴覚障害特別支援学校における早期乳幼児指導を引き続き実施されたい。あわせて、聴覚障害特別支援学校において、デジタル機器を活用した更なる情報保障や、手話を必要とする子供たちやその家族への支援に努められたい。
- (5) 放課後等デイサービス等には聴覚障害児を受け入れる施設が少ないことから、学校内に放課後の居場所を作るよう取り組まれたい。
- (6) 視覚障害特別支援学校におけるデジタル活用教育においては、視覚障害のある児童・生徒の主体的学びが深まるよう、デジタル教科書の導入や、音声や点字等を用いた支援機器整備を進め、効果的な学習を図られたい。
- (7) 肢体不自由特別支援学校における教育活動の質を高めるため、外部人材の活用を図るとともに、障害のある子供たちが学校生活を送る上で感じる負担を軽減するため、スクールバス乗車時間の短縮や医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充を図られたい。
- (8) 全ての知的障害特別支援学校における自閉症教育を一層充実されたい。
- (9) 特別支援教室が全ての小学校・中学校で導入されている現状を踏まえ、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画に基づき、区市町村に

対する適切な支援を図られたい。また、都立高校における通級による指導・土曜日等の学校外での特別な指導など、発達障害のあるすべての児童・生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、総合的な施策の推進を図られたい。

- (10) 特別な支援を必要とする島しょ地区の児童・生徒及びその保護者に対する支援の充実を講じられたい。

4 学校教育指導の充実

- (1) 児童・生徒の個々の習熟度に応じた効果的な授業の実施に向けて、指導体制の充実などに取り組まれたい。また、放課後の学習支援の充実を図るほか、併せて、理数教育について、大学・研究機関・企業と連携した取組の推進や、理科の実験授業の充実など、更なる振興策を講じられたい。
- (2) 子供の体力向上を図るため、都独自の体力調査を引き続き悉皆で実施されたい。
- (3) 国際社会に生きる日本人としての自覚や誇りを養うとともに、多様な文化を尊重することのできる態度や資質をはぐくむため、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、引き続き、日本の伝統・文化理解教育を推進するとともに、都内公立学校における国際交流を促進する取組を推進されたい。
- (4) 会話を重視した英語教育により生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、都立高校において入学者選抜にスピーキングテストを活用するほか外国人指導者を一層活用した授業を充実されたい。また、公立中学校においては少人数・習熟度別指導を拡充するとともに、教員の海外派遣研修など、指導力向上に向けた取組を推進されたい。併せて、都立高校における英語以外の外国語の学習について一層の充実が図られるよう努められたい。また、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させる取組を推進し、児童・生徒が、英語で発信する力の向上を図られたい。
- (5) 入学式、卒業式等における国旗・国歌の取扱いについて、学習指導要領に基づき適時・適切に指導されたい。
- (6) 東日本大震災や昨今の風水害の発生状況等を踏まえ、都立高校等で地域と連携した体験的・実践的な防災訓練を実施するなど、防災教育の充実を図ることなどにより、災害時に地域貢献できる人材を育成されたい。併せて、防災ブック「東京防災」及び「安全教育・防災教育ポータルサイト」を活用し、家庭と連携した防災教育を推進されたい。
- (7) 食育を充実するため、栄養教諭の計画的な増員を図られたい。
- (8) 教育活動の一層の充実を図るため、退職教職員や各種の専門家、地域の人

材など、外部人材の活用を一層推進されたい。

- (9) 災害時における児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所としての役割を果たすため、公立小・中学校の非構造部材の耐震化支援事業を引き続き実施するほか、安全性に課題のある塀の撤去・再設置などに対する支援を進めるとともに、様々な避難者の使用を考慮したトイレの整備などに取組まれたい。
- (10) 夏季における学習環境を改善するため、都立学校の特別教室などの空調整備を図るとともに、公立小・中学校の屋内体育施設や特別教室の空調整備を推進するための区市町村への財政支援策を引き続き実施されたい。
- (11) 外国人児童・生徒への日本語指導の充実を図るとともに、都立高校入学者選抜における在京外国人生徒募集枠の拡大を図られたい。
- (12) 小学校における発達段階に応じた指導体制の一層の充実と中学校教育への円滑な接続を図るため、高学年を中心とした教科担任制の取組を推進されたい。
- (13) ICT技術を積極的に活用した「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の取組を推進し、個に応じたきめ細かい指導の充実や、教員・生徒間での双方向型授業の推進等を図り、主体的・対話的な学びの深化に向けた取組の充実を図られたい。

5 教職員の資質向上と教育環境の整備等

- (1) 教育の質の維持向上を図るため、学校における働き方の改革を推進されたい。
- (2) 正常な学校運営の確保、服務規律の遵守等学校の適正な管理運営を期されたい。また、適正な人事異動の推進など教育の活性化に努められたい。
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策の充実を図りその予防に努めるとともに、休職者の復帰を支援する制度の充実を図られたい。
- (4) 増加する若手教員の育成を図るための施策を充実されたい。
- (5) 副校長の負担軽減を図るため、校務改善や支援人材の配置などの取組を推進されたい。
- (6) 小学校英語教科化を踏まえ、英語の専科指導教員の配置など、指導体制の充実を図られたい。
- (7) 中学校、高校において部活動指導員の活用を一層推進されたい。また、中学校における部活動の地域連携について推進されたい。
- (8) 人材バンク事業や法律相談デスクなど、東京都教育支援機構における学校

を支援する事業について充実を図られたい。

- (9) 特別支援学校を含む高校段階の一人1台端末整備を進めるとともにデジタルを活用した教育内容の充実を推進されたい。また、教員研修やICT支援員の配置等の充実を図られたい。
- (10) 校外活動などにおいて、有意義な学校行事が実施できるよう努められたい。また、引き続き全公立学校に対し多様な体験活動の機会を確保するよう努められたい。

6 生涯学習、体育・スポーツ等の振興

- (1) 都立学校体育施設の開放や公開講座の充実にも努めるとともに、図書室や音楽室など、都立学校の文化施設の開放を拡大されたい。
- (2) 文化財保護管理、埋蔵文化財の保護充実のための諸事業を促進されたい。
- (3) 都民の文化財に対する理解を深めるため、文化財ウィークの実施など、多様な文化ニーズに応えるよう努められたい。
- (4) オリンピック・パラリンピック教育の成果を生かし、今後もボランティアへの参画や、オリンピック・パラリンピアン为学校派遣など、子供たち一人一人の人生の糧となるレガシーを残していくための取組を推進されたい。また、都立特別支援学校においてスポーツ教育を推進し、障害者スポーツの振興を図られたい。

警視庁関係

1 犯罪抑止対策の推進

- (1) 匿名性の高い通信手段を利用して強盗等の凶悪な犯行に及んでいる匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けて、情報収集・分析による実態解明を進め、取締りの強化を図るとともに、SNS上の「闇バイト」募集投稿に対するリプライ警告、高校・大学等での広報啓発活動、相談対応や保護対策など、新たな実行犯を産まないための対策を推進されたい。
- (2) 高齢者に対する特殊詐欺被害防止のため、特殊詐欺被害防止サポーターによる高齢者宅への訪問や金融機関での声かけ等を実施するとともに、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺等の被害防止に向けてさらなる広報啓発活動を行うなど、被害の未然防止対策を推進されたい。
- (3) サイバー空間の脅威に対処するため、関連情報の集約と分析、高度解析機材の導入、専門的知識を有する捜査員の育成、官民連携による協力体制の強化など、各種対策を推進するとともに、幅広い世代に対する広報啓発活動を行い、社会全体のサイバーセキュリティに関する意識の向上を図られたい。
- (4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に際し、被害者等の生命及び身体の安全確保を最優先に、迅速な保護と積極的な事件化に努められたい。
- (5) 歌舞伎町地区における環境浄化対策及び街頭補導活動や関係機関との連携等による少年・少女の被害防止対策を強力に推進するとともに、売春を助長する犯罪への取り締まりを強化し、検挙者の生活保護、就労支援など立ち直りに向けた支援を行われたい。
- (6) 犯罪の起きにくい街づくりのために、防犯カメラの設置促進及び機能の高度化を図られたい。防犯カメラの運用にあっては、プライバシーの保護に配慮されたい。

2 震災等危機管理対策の推進

- (1) 首都直下型地震、富士山噴火、台風をはじめとする大規模風水害など、都市部に危険が及ぶ災害の課題を踏まえ、必要な装備資器材等を整備するなどの災害対策を一層強化するとともに、災害時に有効な情報の発信を充実されたい。
- (2) 災害発生時における大規模停電対策及び警備活動に必要な要員を都内に確保するための待機宿舎の整備を図られたい。

- (3) 関係機関や地域住民との連携を一層強化し、平素から情報共有や協力体制の構築を図るなど、官民連携による国際テロ情勢を踏まえた対策を推進されたい。

3 交通安全対策の推進

- (1) 自動車や自転車による悪質・危険な交通違反の指導取り締まりを徹底するとともに、ペダル付き電動バイク等電動モビリティに関する交通ルールを周知するため、若年層や外国人に対する広報啓発や販売店に対する安全指導を行うなど、総合的な交通事故防止対策を推進されたい。
- (2) 重大交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、交通環境の変化や交通事故発生状況の分析と検討を行うとともに、これらの結果を諸対策に生かし、安全で快適な交通社会を実現するために必要な交通安全施設の整備を図られたい。

4 警察活動を支える基盤の整備

- (1) 社会情勢の変化に伴う新たな治安課題等への対策を推進するため、ICT（情報通信技術）及び先端技術を取り入れた資器材の整備を図るとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進し、警察活動の更なる高度化・迅速化・効率化を推進されたい。
- (2) 警察活動の拠点となる、警察署・交番等警察施設の整備を図られたい。

東京消防庁関係

1 多様化する大規模・複合災害に対する都民生活の安全性の確保

- (1) 震災、水災や富士山の火山噴火などの大規模自然災害、武力攻撃災害などのあらゆる災害に対応するため、災害特性に応じた各種資器材を整備するなど、消防活動体制の充実強化に努められたい。
- (2) 特別区消防団の災害活動体制の充実強化を図るため、消防団分団本部施設の整備や各種資器材の充実、訓練学習環境の構築など、消防団の活動能力向上に向けた取組を推進されたい。

2 消防・救助・救急活動体制の充実強化

- (1) 消防隊員自身がより安全に、かつ効果的に活動できる資器材や装備、訓練環境等の整備に努められたい。
- (2) 複雑・高層化する都市構造の変化に多様化する災害等に的確に対応していくため、航空消防体制や水上消防体制の強化を含め、消防救助活動体制の充実強化に努められたい。
- (3) 救急活動体制の強化を図るため、新たな資器材の導入や救急隊の増強整備、救急相談センターの充実とともに、都民等に対する応急手当の普及・促進に努められたい。
- (4) 特別区消防団の活動強化のため、団員に支給する特段の費用弁償の増額などを図られたい。
- (5) 多摩地区で大規模火災などの災害が起きた時に、現場支援や各部隊の調整など司令塔機能を担うために新設した「警防本部多摩指揮隊」の下、多摩地区の消防活動・災害対応活動の更なる充実・強化に努められたい。

3 都民の防災行動力の向上

町会・自治会等の地域住民や関係機関との密接な連携を図り、地域特性に応じた実効性のある防火防災訓練を推進するため、訓練施設や訓練用資器材等の充実に努められたい。

4 災害活動基盤の整備促進

- (1) 震災時における消防活動拠点としての機能強化を図るため、消防署所や待機宿舎の整備を促進されたい。
- (2) 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防車両及び各種通信設備等を整備されたい。